

電氣學會五十年史



# 第十一章 電氣機器及び材料の標準制定

## 第一節 日本電氣工藝委員會設立以前

本會に於ける電氣機器及び材料の標準制定事業は、明治四十三年に設立された日本電氣工藝委員會に於てこれを掌理してゐる。本章は主としてその事績に就て記述するのであるが、順序として先づ本委員會設立迄の事業に就て述べる。

### 電燈線施設法の制定

本邦電氣事業の發達に資する爲電燈線施設法制定の必要を認め、明治二十四年四月、左の委員を擧げた。

岩田武夫	五十嵐秀助	林靜介	西方七郎	大井才太郎
野上由貞	淺野應輔	加藤木重教	山川義太郎	志田林三郎
吉田正秀	藤岡市助	森島剛太郎	玉木辨太郎	兒玉隼楨

次で吉田正秀君が轉任となつたので、澤井廉君を擧げ、中野初子君を加へた。互選に依り志田林三郎君を委員長とし、明治二十五年一月志田委員長の逝去により、山川義太郎君がこれに代つた。

委員會は汎く外國の電燈に關する法規を涉獵し、翌明治二十五年六月調査を完了して「電燈線施設法」を發表した。蓋し當時本邦に於ける唯一の指針であつたのである。(本會誌、明治二十五年六月號掲載)

電氣工學術語の選定 電氣工學術語の區々に流れるのを統一する目的を以て、明治二十二年第一回の發表を爲したが、爾來浸々として進む電氣工學に對し、更に術語選定の必要を感じ、明治三十五年、左記の委員を擧げて選定に着手し、明治三十七年八月これを結了した。これが「電氣工學術語集」の第一版である。

五十嵐秀助	石川留三郎	畠英三郎	鳳太郎	富田忠詮
神田選吉	川住銳四郎	加藤木重教	神谷貞廣	玉木辨太郎
高原傳三郎	中原岩三郎	中村幸之助	潮田傳五郎	山川義太郎

松代松之助 淺野應輔

明治四十二年に至り更に増補の必要を認め

富田忠詮 藤田經定 鈴木壽傳次

の三君を委員に舉げ調査を續けたが、四十三年日本電氣工藝委員會の設立と共にこれを同委員會に移した。

## 第二節 日本電氣工藝委員會の設立經過

明治三十七年（一九〇四年）米國セントルイス市に開かれた萬國電氣會議に於て「各國電氣學會の協力に依り電氣機械器具の名稱及び定格を統一せんこと」の決議があり、明治三十九年（一九〇六年）六月英國倫敦に於て萬國電氣工藝委員會準備會議が開催され、該委員會の假定款が定められた。明治四十一年（一九〇八年）十月再び倫敦に於て會合が開かれ、前に定めた假定款を修正し事業の第一着手として名稱調査の開始を決議した。

當時既に該委員會に加盟した國は、英、米、獨、佛を初め十四箇國、又將に加盟せんとするもの九箇國に及び、本會に對しても明治四十一年以來屢々加盟の勧めがあつたのである。

明治三十七年のセントルイス萬國電氣會議には、同市に開かれた萬國博覽會審査官として滯在中であつた會員濱澤元治君が出席、又三十九年の倫敦會議には外遊中の會員藤岡市助君が出席、明治四十一年の倫敦會議には電氣單本位會議に政府代表として出張中の淺野應輔、近藤茂の兩君を本會代表として參列せしめた。本會としても一日も速にこれに加盟することの緊要なるを痛感してゐたのであるが、如何せん當時資金調達の途なく、又政府の補助金を得ることを企てたがその機運に達せず、遷延の已むを得ざる事情に在つた。乍併我國電氣事業の健全なる發達を圖る爲めには標準制定事業の一日も忽にすべからざるものがあつたので、當分の間一般の寄附金に依りこれを開始することに決意し、明治四十三年二月正員會を開いて、日本電氣工藝委員會の設置を決定したのである。

## 第三節 日本電氣工藝委員會機構の變遷

本委員會機構の變遷を概述する順序として、先づ明治四十三年本委員會設立と共に規定された規則の全文を掲げる。

## 日本電氣工藝委員會規則〔最初の規則〕

第一條 本委員會ハ電氣學會ニ屬シ電氣機械器具ノ名稱及レー・テ・キ・ン・グ・ノ・統一ニ關スル諸種ノ事項ヲ調査スルヲ目的トス

第二條 本委員會ハ日本電氣工藝委員會 (Japanese Electrotechnical Committee) ム稱シ事務所ヲ東京市京橋區三拾間堀二丁目六番地電氣學會事務所内ニ置ク

第三條 本委員會ハ一千九百八年十月制定セラレタル萬國聯合電氣工藝委員會規程ヲ承認シ該會ニ加盟ス

第四條 本委員會ハ毎年一月電氣學會評議員會ニ於テ電氣學會員若クハ其會員外ヨリ改選ス

第五條 本委員會ノ經費ハ當分電氣學會其他ノ寄附金ヲ以テ支辨ス

第六條 本委員會ニ左ノ役員ヲ置ク

一、會長

二、副會長

三、理事

四、名

第七條 役員ハ毎年一月委員ノ互選ニ依リ改選ス

第八條 會長ハ一切ノ會務ヲ主宰シ議事アルトキハ議長トナリ議場ヲ整理ス

副會長ハ會長ヲ輔佐シ會長事故アルトキハ其職務ヲ代理ス

第九條 理事ハ議事錄、事業報告及往復文書ノ編纂並金錢出納其他ノ庶務ヲ掌リ且本委員會所有ノ物件ヲ保管ス

第十條 役員會ニ於テ必要アリト認ムルトキ又委員四分ノ一以上ノ請求アルトキハ委員總會ヲ開ク

第十一條 本委員會ノ議決及委員會規則ノ修正ハ多數決ニ依ル

第十二條 本委員會ハ必要ニ應シ本委員若クハ其以外ヨリ特別委員ヲ選定シ之ニ調查事項ノ一部ヲ委託スルコトヲ得 但特別委員會ニ於テ定メタ

ル事項ハ更ニ本委員會ノ審議ニ附スヘキモノトス

改正の經過 本規則には爾來數次の改正があつた。それを摘記すると次の如くである。

明治四十四年 名譽會員を設け、役員會の決議に依り會長が推薦することを規定した。

明治四十五年 前會長は役員會の議事に與ることを規定した。

大正四年 特別委員の任期に關しては別段の規定が無かつたが、本委員の任期と共に終ることを規定した。

大正五年 本委員會の目的は「電氣機械器具の名稱云々」と規定されてゐたが、これに「電線」を加へた。

本委員の任期「一箇年」を「二箇年」とし、改選期「一月」を「二月」と改めた。

**大正十年** 目的中「電氣機械器具電線」とあるのを「電氣機械器具材料」と改めた。

本委員は會員外からも選定することが出來たのを會員のみに限り、同時に委員の半數は本邦に於ける電氣工藝に關係ある官廳、學會、協會等の所屬者中から選定すべきことを規定した。

本委員の定員が無かつたのを「二〇名以内」と規定した。

副會長二名を一名とし、新たに會計幹事一名を設け、從來理事が掌理してゐた會計に關する事項を會計幹事の分掌とした。

特別委員會の機構に關しては別段の規定が無かつたが、(一)特別委員會の委員には本委員一名以上を選定すること (二) 委員長一名、幹事二名以内を互選することを規定し、從來の慣習を成文とした。

特別委員會で定めた事項を委員總會に於て審議する場合には、各特別委員會委員長及び當該特別委員會の幹事はその決議に加はり得ることを規定した。

委員總會の出席定數を本委員總數の「三分の一以上」と定めた。

「名譽會員」を「名譽委員」と改稱した。

**大正十一年** 本委員の定員「二〇名以内」を「二十四名以内」に増加した。

前會長は役員會の議事に與るのみであつたが、委員總會の議事にも與ることに改めた。

**大正十五年** 本委員の定員「二十四名以内」を「三十名以内」に増加した。

**昭和四年** 本委員の定員「三十名以内」を「三五名以内」に増加した。

委員總會出席定數「三分の一以上」を「一〇名以上」に改めた。

**昭和五年** 従來各特別委員會の委員長は委員總會に於て特別委員會調查事項を審議する場合に限りその決議に加はり得たのであるが、委員總會の一般議事の決議にも加はり得ることに改めた。

**昭和六年** 副會長一名を二名に復舊した。

會長は役員會の決議に依り理事補若干名を置き理事を輔佐せしめ得ることを規定した。

電氣學會々長及び副會長は在任中本委員に就任することを規定した。

本委員の定員「三五名以内」を「三七名以内」に増加した。

本委員の改選期「二月」を「二月末」とし任期終了期を明かにした。

特別委員會委員には本委員一名以上を選定することの規定を削除した。

特別委員の任期は本委員と同様、即ち「隔年二月末」に改選されたが、これを「隔年四月末」に改めた。

以上の改正があつて、現行の規則となつた。(現行規則は電氣學會一覽に掲載)

本委員會は本會役員會(評議員會)で選定した委員を以て組織されてゐるのであつて、委員選定の範圍及び委員數は上記のやうに變遷があつたが、この組織には創立以來變更がない。

又本委員會は委員の改選毎に互選に依つて會長以下役員を選定し、重要な事項は總て委員總會に於て決定してゐるが、常務は役員がこれを掌理してゐる。これ等も亦創立以來變更がない。

標準規程の制定は右の建前により先づ委員總會に於て調査事項を決定し、特別委員會を設置してこれが調査を行ひ、その成案を委員總會に於て審議決定する。本委員會創立以來設置された特別委員會は左記の如く三十有六に上つてゐる。特別委員會は調査完了の度毎に解散されるのを原則としてゐる。即ち三十六の特別委員會の中既に解散となつたものは二十で、現に調査を續行してゐるもののは十六である。

### 日本電氣工藝委員會特別委員會一覽

名稱	設置年月	解散年月	名稱	設置年月	解散年月
一、名稱調査委員會	明治四三・五	同	一〇、電氣器具標準調査第二委員會	大正一〇・六	昭和二・四
二、發電機電動機及變壓器標準調查委員會	四三・一	同	一一、鐵塔標準調査委員會	一一・七	同
三、記號調査委員會	四四・五	同	一二、電氣器具標準調査第三委員會	一二・四	同
四、原動力調査委員會	大正二・六	昭和一〇・四	一三、變壓器油標準調査委員會	大正一五・一〇	昭和四・三
五、電線標準調査委員會	五・五	同	一四、碍子標準調査委員會	一四・八	昭和四・三
六、電氣計器標準調査委員會	六・一二	昭和八・四	一五、無效電力及無效電力量單位名稱並調査委員會不等率の定義に關する臨時委員會	二・四	同
七、電球標準調査委員會	七・二	昭和五・四	一六、小型單相電動機標準調查委員會	二・一〇	同
八、電氣器具標準調查第一委員會	九・二	大正一二・六	一七、原動機標準調查第一委員會	四・六	同
九、シムボル標準調査委員會	昭和六・七	同	一八、原動機標準調查第二委員會	一〇・四	同

一九、屋内電氣器具標準調査委員會	昭和四・一〇	二八、直流機標準調査委員會	昭和一〇・六
二〇、電壓標準調査委員會	昭和五・五	二九、電氣機器標準調査委員會	昭和八・四
二一、電路操作表示標準調査委員會	同	三〇、鐵塔標準調査委員會	同一〇・一二
二二、電氣鐵道用シンボル標準調査委員會	同六・六	三一、電線標準調査委員會	同一一・二
二三、電動器具用及スタンド用可撓紐線標準調査委員會	同六・七	三二、交流遮斷器標準調査委員會	同一一・一
二四、ネオン管變壓器標準調査委員會	同八・四	三三、電磁單位調査委員會	同一一・四
二五、電力用電纜標準調査委員會	同八・九	三四、電氣計量器標準調査委員會	同一一・六
二六、電球標準調査委員會	同一〇・五	三五、水銀整流器標準調査委員會	同一一・九
二七、通信用標準シンボル調査委員會	同一〇・六	三六、球間隙標準調査委員會	昭和一二・二

(一) 會名の變更一二は初め「發電機電動機及變壓器レークティング調査委員會」と稱し、次に「發電機電動機及變壓器格定調査委員會」と稱した。

三は初め「シムボル及エクトルローテーション調査委員會」と稱し、次で「シムボル調査委員會」と稱した。

五は初め「電線格定調査委員會」と稱した。

(二) 聯合委員會一七は照明學會と聯合、一六、一七、一八、一九、二〇、二一、二三、二四、二五、三〇、三四、三五の各委員會は電氣協會と聯合、二六は照明學會及び電氣協會と聯合、二七は電氣通信學會と聯合の委員會である。

(三) 解散年月の記入してない委員會は昭和十二年末に於て現存のものである。

**他團體との關係** 本委員會は他の標準制定機關と常に密接なる連絡を保つてゐる。先づ商工省工業品規格統一調査會との關係であるが、同調查會第三部即ち電氣の部門に於ては、電氣用品中既に一般工業品として廣く普及してゐるものゝ標準規格、或は電氣用品のみならず工業品全般を通じて一般的に規定せらるべき事項の標準規格を主眼としてゐるのであつて、本委員會調査の主眼とは自ら異なるものがあるのであるが、同一事項に關するものに對しては常に密接なる連絡を保つてゐる。

次に電氣協會との關係は最も密接なものがあり、既に十三の特別委員會を聯合して設置した。即ち小型電動機、原動機第一、同第二、屋内電氣器具、電壓、電路操作表示、可撓紐線、ネオン管變壓器、電纜、電球、鐵塔、電氣計量器、水銀整流器の各特別委員會であつて、その成案は兩會の標準規程として發表されてゐる。

照明學會とは大正七年「電球標準調査委員會」を聯合して設置、電球に關する標準規程を兩會名を以て發表したが、これが改訂の爲め昭和十年、今回は電氣協會を加へ三會聯合で委員會を設置した。

電信電話に關する標準の制定は、電氣通信學會に於て昭和二年「電信電話用品標準調査委員會」を設置しこれに着手したので、本委員會としてはこの方面的調査を行はず、遞信省の委託に依り昭和十年「通信用標準シンボル調査委員會」を聯合して設置したに止まる。

#### 第四節 標準制定事項

日本電氣工藝委員會設立以來昭和十二年末迄に公表された標準制定又は改訂事項等は五十九件に上つてゐる。これ等は廣く本邦電氣界に採用されて、或は電氣機器製造の合理化を促進し、或は電氣技術、設計の指針となつて幾多の裨益を與へ、且つ又法規に採用されて電氣事業取締の基準となつてゐる。以下制定事項の概要を記述する。

(\*印は電氣協會、\*\*印は照明學會、\*\*\*\*印は三會聯合にて調査せるもの、又括弧内の年月は調査完了の時を示す。)

##### ○ 術語

本邦電氣界の用語に規準を與へこれを統一する目的を以て、本章第一節に記載の如く、術語の選定は日本電氣工藝委員會設立以前から着手されてゐたのであつた。即ち明治二十二年第一回の發表を爲し、次で明治三十七年第二回の發表を爲した。この第二回の發表は「電氣工學術語集」の第一版として刊行された。

本委員會は設立以來この事業を承繼し左記の如く逐次増補改訂を發表した。

増補 第一回	(大正三年二月)	總語數 約二、五〇〇語
増補 第二回	(大正十年二月)	同 約四、〇〇〇語
増補 第三回	(大正十四年一月)	同 約六、〇〇〇語
増補 第四回	(昭和五年十二月)	同 約七、〇〇〇語

而して從來は英語を主としこれに譯語を與へたものであるが、昭和五年以來邦語を主とし、これを部門別に排列して英語を附加する事業に着手し、これに伴つて新術語の追加、既譯語の改訂をも併せ行ひつゝあつたが、既に委員會案の決定を終了し一般の意見を

求むる爲逐次本會誌に發表した。

### ○ 記號及び圖符號

明治四十四年、IEC提案の記號（レター・シンボル）を審議し、原案に一部修正を加へて本邦案を作つた。又同年ヴエクトル・ロー・テーションに就て調査を爲し「ヴエクトル・ロー・テーションは萬國一定にするを必要なりと認む、但し其の方向は何れに定むるも妨なし」との決議を爲した。それはIECに於て反時計式に定まり現在に及んでゐる。降つて大正十一年以降圖符號に關し左記の如く四箇の標準を發表した。

一、一般電氣用標準シンボル

（大正十一年五月）

二、無線用標準シンボル

（大正十三年七月）

三、屋内配線用標準シンボル

（昭和三年六月）

四、電氣鐵道用標準シンボル

（昭和七年七月）

又昭和十年五月、遞信省電氣通信技術委員會から「通信用シンボル」制定方の委託があつたので、電氣通信學會と聯合してこれを制定し、昭和十一年八月報告した。

（附記）“Symbol”は當初「シムボル」と記載したが、後ち資源局の假名遣ひに従ひ「シンボル」と改めた。

### ○ 電 氣 機 器

電氣機器標準に關する調査は、本委員會が設立された當年、即ち明治四十三年に始まる。爾來左の如く發表した。

#### 一、發電機電動機及變壓器格定（明治四十五年三月）

「この格定は、IECに於て決定される迄本邦格定の標準として採用せられんことを一般電氣事業者に希望す」と附記して發表されたもので、（一）電壓、（二）周波數、（三）標準の大きさ及び回轉數、（四）出力の定義及び種類、（五）銘板、（六）溫度上昇、（七）絕緣試験、（八）過負荷

試験に就き標準が與へられてゐる。蓋し本邦に於ける電氣機器最初の標準規程である。（本會誌、明治四十五年四月號掲載）尙右規程は英譯の上IEC中央事務局に本邦案として提出された。

（附記）“Rating”は當初「格定」と譯したが後に「定格」と改めた。

#### II、電氣機器の周波數變更に關する調査（大正四年五月）

前記一の「格定」に於ては、本邦電氣事業に於て使用すべき周波數として「五〇サイクル」を採用したのであるが、當時本邦に於て使用された周波數は五〇及び六〇の兩サイクル殆んど相半し、電鐵用として少許の二五サイクルがある實情であつて、六〇サイクルは漸次五〇サイクルに改むることが希望されたのであるが、これが實行には多大の經費を要するを以て、過渡時代の一策として、六〇サイクルに設計された變壓器、電動機及び發電機を五〇サイクルに使用する場合に於てその定格に及ぼす影響に就き調査したもので、結論として左記決議がなされた。

(一)三〇キロヴオルトアムペア以下の容量を有する變壓器にして從來六〇サイクルの電路に使用し其の溫度上昇攝氏五〇度以下のものはこれを五〇サイクルの電路に使用するも一般に實用上差支なし。

(二)五〇馬力以下の容量を有する誘導電動機にして從來六〇サイクルの電路に使用し其の溫度上昇攝氏四〇度以下のものはこれを五〇サイクルの電路に使用するも一般に實用上差支なし。

蓋し本調査は、五〇サイクル使用の大事業の附近に存在する六〇サイクル使用の小事業が五〇サイクルの電力受電の可能なることを示したものであつた。(本會誌、大正五年六月號掲載)

### 三、日本電氣機器標準規程に関する調書(大正十年二月)

本調査は、次に述べる「日本電氣機器標準規程」の制定に當り調査した資料であつて、(一)本邦各地發變電所内最高氣溫、(二)寒暖計球被材料と測定溫度との關係、(三)油入變壓器の絕緣抵抗、(四)交流發電機の電壓變動率の測定方法に關する調査が發表されてゐる。

### 四、日本電氣機器標準規程(大正十一年一月)

本規程は、前記一に公表されたものを大正四年以來増補改訂したものであつて、(一)各種電氣機器の分類、(二)定格決定上豫め規約すべき標準事項、(三)定格を制限する溫度上昇、(四)絕緣耐力等に關する事項及びその試験方法等の詳細な規程を中心としたものである。尙本規程に於て從來の二重定格を單一定格としたことは重大な變革であつた。この問題は從來歐米に於ても種々論議があつて、大正二年(一九一三年)IEC伯林總會では遂に單一定格を採用することに決定、當時本邦としてもこれに賛成したが、歐洲大戰の勃發に際しIECの事業も一時中絶の有様となつたので、大正八年(一九一九年)IEC倫敦會議でこの問題が再審議され、改めて單一定格採用の決議があつたのである。即ち本邦に於てもこれが採用に當つては特に慎重を期し、東京、關西、九州の各部會の再審議に附した上決定を見るに至つたものである。

### 五、電氣鐵道用電氣機器標準規程(大正十四年四月)

前記四の規程に於ては、電氣鐵道用機器を除外してあるので本規程を制定した。(一)電車用主電動機、(二)電氣機關車用主電動機、(三)電鐵用發變電所主要機器に關する事項が規定されてゐる。

### 六、單相小型誘導電動機標準仕様書\*(昭和三年四月)

農事電化及び家庭電化促進の機運に伴ひ、單相小型誘導電動機の一般需要は急激に増加し、市場に種々の型式、特性の電動機が出現し、使用者

は勿論、製造者も標準仕様書が必要であるといふ聲が盛んとなつたので、本仕様書を制定したのである。

本仕様書は、分相起動型、反撲起動型、反撲誘導型の三種に就て規定し、出力はワットを用ひ、八分の一、四分の一、二分の一及び四分の三馬力近似の一〇〇、二〇〇、四〇〇及び六〇〇Wの四種を標準とした。尙本仕様書は、使用者が主として電氣知識に乏しい素人であること、電動機そのものゝ能率といふやうなことよりも寧ろ使用上便利であることを必要とする等の點を充分考慮して記述を簡略にし、特性値等に關しては充分の餘裕を與へ、單相小型電動機の普及統一に便多きやう努めたのであつた。

#### 七、電氣機器端子記號標準規程（昭和四年七月）

電氣機器を回路に接続する場合、その接續を容易ならしめると共に誤った接續を防ぐ爲、その端子に附する記號を統一することは實用上頗る重要な事項であり、その制定の一日も早いことは一般の切望する處であつたので、その要望に副ふ爲本規程の制定を爲したのである。

當時諸外國に於ける端子記號規程は、大別して IEC 案と米國案とに分つことが出來たのであるが、兩案は端子記號の基礎たる記號文字の適用に於て根本的に意見を異にしてゐる。本規程は記號文字として IEC 案を採用した。併し内容の構成、記號圖の例示等は我國に於ける實用的價值を主眼とし全然獨自の立場に於て立案したのである。

#### 八、損失の和に依る電氣機器の能率決定方法（昭和四年七月）

IEC から "Methods of Declaring Efficiency by Summation of Losses" と題する案に對し本邦の意見を求めて來たので、その原案を審議した結果、本方法を決定しこれを本邦の意見として IEC に提案したのである。尙本方法は他日、日本電氣機器標準規程改訂の際實用に供せんとするものであつたが、参考資料として有益であるので公表したものである。

#### 九、電氣機器裕度標準規程（昭和六年七月）

前記四の「日本電氣機器標準規程」に於て、裕度に關しては電動機の速度に對してのみ規定してあるが、IEC は昭和四年に至り、能率、力率等十三項目に就て裕度の數値を決定して標準規程に挿入し、昭和五年更に六項目を追加してゐるので、本邦に於ても各種目に對しこれを制定する必要を認め本規程を制定したのである。

#### 一〇、同期機標準規程（昭和九年二月）

#### 一一、變壓器、誘導電壓調整器及びリニアクトル標準規程（同）

#### 一二、誘導電動機及び一般誘導機標準規程（同）

本邦に於ける電氣機器製造の進歩發達は極めて顯著なるものがあり、往年發表の標準規程はこの進歩に伴ひ改訂さるべき」とは勿論であつて、昭和六年六月全般的改訂に着手した。

改訂は分冊式とすることに決定し、爾來約一箇年半を要して標記三標準規程の制定を見るに至つたのである。

尙分冊式の建前から、直流機、水銀整流器、電車用電動機等に就ても漸次制定又は改訂せらるゝことは勿論であつて、目下前二者に就て審議が進められてゐる。

### 一三、ネオン管變壓器標準規程

\*（昭和十二年十月）

輓近ネオンサインの急激なる發展に伴ひ、その點火に必要缺くべからざるネオン管變壓器の需要は著しく増加して來たが、本邦に於ては未だ標準とすべき規格がなく、各電氣事業者に於て區々な規格が適用されてゐる實情に鑑み、これが統一を圖る目的を以て昭和八年九月調査に着手した。即ち本邦各電氣事業者並に諸外國の規格を參照し、過去に於ける使用上の實績を參照し、又必要と認むる事項に就ては特に試験を行つて本規程を制定した。

### ○電 氣 計 器

電氣計器標準の調査は大正六年十二月からこれを開始した。當時本邦に於ける電氣計器製造業者は漸次その數を増し、製品も逐年改良せられつゝあつたが、斯業の健全なる發達を期し輸入を防遏すると共に進んで海外にこれを輸出し、本邦品の聲價を發揚するには完全なる標準を必要とした。而して積算電氣計器は大部分電氣の取引に使用せられるものであるから、これは遞信省の型式承認を要する關係上不統一となる虞れも比較的少かつたが、指示電氣計器は殆ど據るべきものが無かつたので、先づこれから調査に着手したのである。

#### 一、電流計及電壓計標準仕様書（大正九年三月）

本仕様書は普通の用途のものに限り、艦船、坑内又は野外用の如き特殊の計器を除き、確度に依り特別精密級、精密級及び普通級の三階段に分ち各般の標準を規定した。

#### 二、指示電力計標準仕様書（大正十一年五月）

指示電力計は、電流計及び電壓計に次ぎ需要が多い計器なので引續きこの標準を制定したのである。指示電氣計器として共通な性質に對しては勉めて電流計及び電壓計の標準に依り、これに特別に規定を要する條項を加へたのである。

#### 三、ワット時計標準仕様書（大正十五年十月）

從量制の普及に伴ひ、ワット時計の需要は急激に増加しこれが標準の制定を要することは言を俟たない。併し前述のやうな事情で後廻しとなつてゐたが、指示電氣計器の標準制定を終へたので、大正十年引續き本標準仕様の調査に着手した。而して本調査はその影響する處大なるものあるに鑑み特に慎重を期し、約五箇年を要して遂に發表の運びとなつたものである。

#### 四、計器用変成器標準仕様書（昭和三年十二月）

電氣計器の附屬物として最も多く使用される計器用変成器の標準仕様が、計器の標準仕様と共に必要なことは勿論であつて、引續き本仕様書を制定したのである。本仕様書は總て單相變成器を主眼とし、標準用及び高周波用の如き特殊用途のものを除外した。

#### 五、交流積算電力計標準規程（昭和七年十月）

積算電力計の需要の激増に伴ひ、取扱並に使用を簡便安固ならしむる爲、計器の構造その他に關し一層徹底的標準化の必要に迫られ、且つ時勢の進運に伴ひ特性上の規程にも幾多改訂を要するに至つたので、前記三の標準仕様書を改訂したのである。尙直用のものは使用極めて僅少な爲これを除外した。

#### 六、計器用變成器標準規程（昭和十年十二月）

前記四の仕様書制定以來數年を経過し、その間材料、構造及び特性等の點に於て大いに改良せらるゝに至つたのと、又本規程に關係ある他の規程も夫々改訂を見るに至つたので、本改訂規程を制定したのである。尙三相變成器は需要漸次増加しつゝあるが、まだ一般的でなく調査資料にも乏しいので前同様單相變成器を主眼とし、三相變成器に對しては本規程を準用し得ることとした。

#### 七、指示電氣計器標準規程（昭和十一年十二月）

前記一及び二の仕様書制定以來既に十年餘を経過し、幾多改訂すべき點を認めらるゝに至つたのと、周波計、力率計等の需要も相次いで増加し、その標準制定の急務なるを痛感されるに至つたので、これ等を一括して新規程を制定した。即ち電流計、電壓計、指示電力計の外、無効電力計、位相計、力率計、無効率計及び周波計を加へたのである。

#### ○ 電線及びケーブル

電線に關する標準調査は大正五年に始まる。本邦電氣事業の急速な進歩發達に伴ひ、電線及びケーブルの需要は急激に増加を示して來た。而して從來はこれが供給を多く海外に仰いでゐたのであるが、内地製造業は顯著なる發達を遂げ概ね自給自足の域に達したのである。乍併當時電線に關する規程又は標準として公定のものは電氣工事規程中に極めて簡単な條項があるのみであつて、製造者はこれに抵觸しない範圍に於て各自隨意の設計に依り且つ又需要者が從來慣用し來つた千差萬別の仕様に應じ製造してゐるの實情に在つた。即ち斯業の合理的な發達を圖る爲、標準仕様の制定が緊急とせられたので、大正五年これに着手し、先づ左記三種を公表したものである。

#### 一、電球線標準仕様書（大正六年五月）

## 一、木綿被覆絶縁電線標準仕様書（大正八年二月）

## 三、護謹絶縁電線標準仕様書（大正九年五月）

これ等の標準制定に當つては、當時我國に於ける仕様書を比較考究し、諸外國の標準を參照し、精密なる實驗を行ひたる上假標準を定めてその見本を製作し、更にこれを試験して假標準の適否を審議決定するの方針を採つたのであつて、本邦の使用法に適應した理想的標準としたのであつた。本標準は何れも遞信省令電氣工作物規程中に採用された。

## 四、電線メートル式表示法（大正十一年五月）

電線の標準寸法及び稱呼に關し、メートル式表示法を採用するの議が起つたので本表示法を制定した。

## 五、電線標準（大正十一年十一月）

大正九年以來、導體及び裸電線の標準仕様に就き審議を進め、前記一乃至三の標準仕様と一括して統一整理し、全部に亘り單位にメートル法を採用したのであつて、茲に完備した標準が出來たのであつた。遞信省令電氣工作物規程中電線に關する部分は、この電線標準を採用してあるが、商工省の工業品規格統一調査會に於ても、針金の徑及びその稱呼に對する日本標準規格として本標準をその儘採用した。

## 六、第四種可撓紐線標準仕様書（大正十二年二月）

從來室内扇風機用の小型電動機又は小型電氣器具用の可撓紐線は第二種可撓紐線を流用してゐたが、使用の目的に對し餘りに太く取扱上不便であるので本仕様書を制定したのである。

## 七、屋外用二心可撓紐線標準仕様書（昭和三年十一月）

農事電化の普及に因り農村に於て小型電動機を使用するもの益々増加せんとするの趨勢あるに鑑み、定格出力六〇〇W以下の單相電動機に使用する屋外移動用可撓紐線として本仕様書を制定した。

## 八、紙絶縁地中電纜標準仕様書（昭和四年五月）

都市に於ける電力需要の急激なる増進に伴ひ、且つ又鄙地に於ても特殊の事由に因り架空線を地中線に變更するもの漸く多きを加ふるに至り、ケーブルの使用は逐年增加し來つたが、その仕様は區々で不利不便が尠くないので本標準仕様を制定したのである。

而して本仕様書は、使用電壓三三、〇〇〇V級以下に適用するもので、三三、〇〇〇V級以上のものは必要に應じ更に調査することとし、これを他日に譲つた。

## 九、架空送電線用硬銅撓線標準仕様書（昭和五年四月）

前記五の「電線標準」中に規定した硬銅撓線の構成は、架空送電線用としてはその素線細さに過ぐることが一般に認められたので、本仕様書を制定したのである。

## 十、電車線標準（昭和七年十月）

圓形電車線及び溝附電車線の標準は、前記五の「電線標準」で夫々規定してあるが、需要の趨勢並に製造技術の進歩に鑑み改訂の必要を認めたので、この部分を改訂したのである。

### 十一、S-L型紙ケーブル標準規程 \*（昭和十年六月）

特別高壓ケーブルの需要増加と、製造技術の進歩に依り、ケーブルの安全性の更に大なるS-L型、H型等の紙ケーブルに對し標準制定の必要に迫られたので、先づ本標準を制定した。本規程に於ては、交流使用電圧を一一、〇〇〇V、一一一、〇〇〇V及び三三三、〇〇〇Vの三種とし各般の事項を規定したが、特にケーブルの安全性を確認すべき諸種の新規試験項目を設定してその完璧を期した。

### 十二、紙絶縁地中電纜標準仕様書の暫定的改訂（昭和十二年十一月）

紙ケーブルの主要材料である絶縁紙（パルプ）、絶縁混和物、鉛、ジユート等は殆ど全部輸入品である關係上、現下の非常時局對策に依る爲替管理法及び輸入品臨時措置法の適用を受け、これが調達には異常なる困難を伴ひ、特に鉛の如き適當なる代用品なき材料に於てこれを痛切に感ずるに至つた。而してかゝる事態を掛手傍観せんか紙ケーブルの供給難時代を出現し、延いて電氣事業の遂行に支障を來す虞なきを保し難い實情となつた。而して前回本標準仕様書制定以來長年月に亘る使用實績と製造技術の異常なる進歩に鑑み、從來の絶縁の厚さ、鉛被の厚さ等は安全に過ぐる感があり、豫てこれが改訂を考慮してゐたので、鉛被の厚さを二十乃至二十五%低下する等時局對應策として本暫定的改訂を發表したのである。

（附記）“Cable”を初め「電纜」と譯したが、その後「ケーブル」と書くとに改められた。

## ○ 電球

電燈の非常なる普及に伴ひ電球製造業者も頻出し、その製品區々にして定まらず、品質の優劣に甚しき差を生ずるに至つた。尙相當信用すべき業者の間に於ても各々その設計を異にし、加之電氣供給業者間に於ても夫々異なる要求があり、電球の品位は甚しく亂雑となつた。

電球の適不適が單に電氣供給事業者の利害のみに止らず、一般需要家、換言すれば國家全體の經濟に影響する處極めて大なるものがあり、旁々これが標準の制定は焦眉の急となつたので、大正七年二月これが調査に着手した。

### 一、真空タンクスチン電球標準仕様書 \*\*（大正八年四月）

電球の標準制定に當つては、先づ最も廣く使用されてゐる真空タンクスチン電球から始め本仕様書を制定したのである。從來電球の大きさはその

平均水平燭光を以て呼ぶを普通としたが、電球の進歩に従ひ纖條の形狀は舊時代の炭素線電球に比し著しく異なるものあり、特に瓦斯填充タンゲスデン電球に於ては平均水平燭光を以てするは不當の感があるので、本仕様の制定に當り各種電球の大きさは總てワットを以て表し、これに銘記燭光を附加し、又電球の標準電壓を一〇〇Vと決定した。又最も重要な問題である電球の標準壽命に關しては電球をA・B兩種とし、Aを一、六〇〇時間、Bを一、〇〇〇時間と規定した。

## 二、瓦斯填充タンゲスデン電球標準仕様書 \*\*(大正十一年十一月)

照明強度の増加は延いて高燭光電球の需要を招來し、瓦斯填充タンゲスデン電球の製造額は急激に増加するに至つたので、次で本仕様書を制定したのである。大きさはワット、標準電壓は一〇〇Vとしたことは勿論で、壽命の標準を一、〇〇〇時間とした。

## 三、白熱タンゲスデン電球標準仕様書 \*\*(昭和四年七月)

電球製造技術の進歩に伴ひ、前記一及び二の標準の改訂をするに至つたが、瓦斯入電球の進歩は特に兩仕様の各別存置の必要が無いこととなつたので、兩者を合し改訂したのである。改訂に當つて特に考慮したことは電球の大きさの標準を多數存置することは製造組織を複雑にし、延いて電球價格を不廉にする原因となるので極力これを整理し、真空電球は一〇W乃至六〇Wの五種、瓦斯入電球は四〇W乃至一、五〇〇Wの十種とした。標準壽命は四〇W以下はA・Bの兩種に分ち、二、五〇〇時間乃至一、〇〇〇時間の間に於て電球の大きさに應じて規定し、六〇W以上は一、〇〇〇時間と規定した。又從來の仕様書は適用範圍を透明硝子球に限つたが、艷消硝子球の電球も多數實用に供せられるに至つたので、これにも適用し得るやうに改訂した。

## 四、白熱タンゲスデン電球標準規程 \*\*\*\*(昭和十二年十月)

我國に於ける電球製作技術の普遍的發達著しく、又低ワット・コイル纖條電球の實用化、その他部分的技術の進歩せるもの多々あり、現状に最も適切ならしむるやう改訂の要あるを認め、昭和十年五月改訂に着手し本規程を制定した。

本改訂に當りての大なる變革は、燭光定額制電球の標準を附示したことである。昭和四年の改訂は、電球の大きさはワット制に依ることとし、以て製品の單純化を企圖し、定額制電球の燭光定格も僅に真空直線纖條電球のみについて公稱燭光を銘記し得る如くしたのであるが、その後の實情に徴するに、燭光定格の使用は依然その數を減少せざる傾向にして、而も多種多様の製品が製作されるので、この際寧ろかくの如き電球の標準をも定め、國內製品の標準化を期すこととし、以て電球購入者の利用に便ならしめたのである。

## ○ 遮斷器及び開閉器

送電々圧の増大に伴ひ油入遮斷器の遮斷耐量も著しく大なるものが要求せらるゝに至つたが、從來我國に於てはこれ等油入遮斷器及び油入開閉器の規格及びその選擇方法等に就て據るべき標準が無く、時に遮斷耐量の不足或は使用方法の不適切等に起因して送電

上の障害を見た例も尠くないので、これが調査に着手し左記を制定した。

#### 一、油入遮断器及油入開閉器標準規程（大正十三年二月）

本規程は各製造家に設計の標準を與へたものである。尙この標準を實地に活用せしむる上に於ての便宜を圖る目的を以て、特に大正十五年十二月「油入遮断器に関する資料」を發表し、油入遮断器の設計、選擇及び使用上の参考となる事項を詳述し、又油入遮断器に原因した數箇の故障實例をも集録した。

#### ○屋内電氣器具

一般家庭に於ける電氣の利用著しく廣汎となり、その結果使用される屋内電氣器具及びこれに附隨する接續器の種類も増加して來たので、大正十三年三月遞信省は告示を以て「家庭用電熱器標準仕様書」を發表されたが、本委員會に於ても漸次これ等の標準を制定することとした。

##### 一、挿込型接續器標準仕様書（大正十五年三月）

接續器の形狀、寸法の不統一は需要者の不便最も甚しきものがあり、延いては家庭に於ける電氣の利用を阻害する一因ともなるので先づこの標準を制定した。本仕様書は定格電流は交流にて一〇、二〇、三〇Aの三種、定格電壓は一先づ交流にて二五〇Vの一種とし、構造、寸法及び試験方法を規定した。

##### 二、家庭用電熱器並に其の附屬器具の標準

\*（昭和六年十一月）

家庭電化の普及に伴ひ電熱器の製作も亦大いに發達したが、製品多種多様に亘り統一を缺き、使用者、製作者共に不便を感じつゝある現状に鑑み、先づ家庭用電熱器並にその附屬器具に就き、曩に定められた遞信省告示「家庭用電熱器標準仕様書」に明示されてない點に關し標準を定めて製品の統一を期する爲本標準を定めたのである。即ち本標準に於ては電氣方式、電熱器の大さ、七輪碍板の形狀及び寸法、電熱器附屬可攬紐線の長さ、紐線保護裝置を附すべき電熱器、恒温裝置を附すべき電熱器、炬燵用溫度フューズに夫々標準を規定した。

（附記）本標準は近く制定される「家庭用電熱器標準仕様」中に採録される豫定なので、本會誌、昭和七年二月號に發表するに止め單行パンフレットの刊行をしなかつた。

##### 三、筒形可熔器標準規程 \*（昭和九年十月）

非包裝可熔片に就ては、その電流試験に關し電氣工作物規程中に規定があるが、包裝可熔片に就ては本邦に於て何等の標準が無い。然るに筒形可熔器の需要漸く增加の趨勢に在るので、本標準規程を制定したのである。本規程は二五〇V以下の電路に使用するものに就き、一般事項、構

造、試験、試験装置の各事項を規定した。

#### 四、正面接続又形開閉器標準規程 \* (昭和九年十月)

從來本邦に於て一般に使用されつゝある又形開閉器の種類は、そのクリップの構造に依り、植込型、折曲型、二重折曲型の三種に大別されるが、本規程は、これ等各型の總てに共通に適用すべき事項を規定し、又寸法に關しては、基準となる部分の寸法及び開閉器の全體の大さを決定する部分の寸法のみを規定し、細部の寸法は参考設計として標準寸法を示した。定格電圧は交流二五〇V、定格電流は交流にて三〇A乃至六〇〇Aの六種とした。

#### ○ 鐵塔

電氣事業の發達に伴ひ送電用鐵塔並に鐵柱の需要は非常な勢で増加して來た。然るにこれ等鐵塔、鐵柱の設計は據るべき基準が無く、爲めに或は工事費の節約に墮して脆弱に過ぎ保安上の用意を缺き、或は大事を取り過ぎて不經濟となるなど遺憾の點が多かつたので、大正十一年これが調査に着手し左記を制定した。

#### 一、鐵塔設計標準(甲) (大正十三年十月)

#### 二、鐵塔設計標準(乙)並に鐵柱設計標準 (大正十五年十月)

(甲)は比較的重要なる電線路の鐵塔、(乙)は(甲)に比し重要な程度稍低き電線路の鐵塔に適用するものである。即ち鐵塔(甲)、鐵塔(乙)、鐵柱の三種に分ち、種類、荷重、許容應力及び部材の設計、基礎、鐵塔の試験に關し規定した。

#### ○ 碍子

大電力系統に於ける最大の脅威は主幹送電線路の故障であり、故障の原因は最も多く碍子から來てゐる。故に碍子の品質の向上を圖ると共に絶えず碍子の點検に努め、不良碍子は直ちに取換へることが送電の安固を圖る上に於て最も有效であることは言を要せぬ所である。これが爲めには品質の標準と共にその形狀、寸法の主要部分を統一し、交換性を與へることが絶対に必要であるので、昭和二年二月これが調査に着手し左記を制定した。

#### 一、懸垂碍子標準仕様書 (昭和四年七月)

本仕様書は、本邦に於て最も多く使用されてゐるクレビス型を標準と定め、ボール・ソケット型をこれに準ずるものとし、形狀、寸法及び品質の標準を示し、又認定試験、參考試験、材料試験及び受入試験に於て行ふべき試験の種類、方法並に試験装置等を詳細に規定した。

## 二、特別高壓ビン碍子標準規程（昭和九年四月）

本規程に於ける碍子の公稱電壓は、別途規定された「標準電壓」に準據し、一〇、〇〇〇V乃至六〇、〇〇〇Vの六種とし、形狀、寸法、材料、試験の各項目に就き規定した。

## 三、懸垂碍子標準規程（昭和九年十月）

本規程は前記一を改訂したものである。即ち特別高壓ビン碍子標準規程に倣ひ、乾燥閃絡電壓値の決定には濕度の影響を考慮すべきことを追加し、ボール・ソケット型の高さ一四〇耗をクレビス型と同様一四六耗と變更したのである。

## 四、一八〇耗懸垂碍子標準規程（昭和十一年三月）

大約四〇、〇〇〇V以下の送配電線路又は電車線路に、小型懸垂碍子の使用せられるもの漸く多からんとする趨勢に在るが、形狀、寸法區々で十數種の多きに及ぶを以て今に於て統一するを可とし本規程を制定したのである。

現在使用されてゐる小型懸垂碍子は大體二種に大別出来る。即ち直徑一六〇耗乃至二〇〇耗のものは標準型と略々同形で、送配電線路又は電車線路に使用され、直徑一〇八耗乃至一五二耗のものは専ら電車線路に使用されてゐる。これを一種に統一するのは妥當を缺くので、主として電車線路に使用するものと、然らざるものとの二種の標準を設くることゝし、差向き使用箇數の多い後者の標準を作つたのである。而して現在使被されてゐる各種寸法のものゝ機械的及び電氣的强度並に價格を比較研究し、且つ實際の使用狀態を考慮して直徑を一八〇耗、高さを一二〇耗と決定した。尙二五四耗標準型懸垂碍子との間に交換性を有せしめる爲め、金具の寸法は兩者を同一とした。

## ○ 絶 緣 油

變壓器、油入開閉器の増加に伴ひ、絶縁油の需要は益々増加して來た。元來本邦產絶縁油の性能は外國產油に比し優るとも劣らざるものがあるのであるが、その性能に於て必ずしも歐米產油と一致し難き點もある。即ち國產油に適合する權威ある標準仕様を必要とするので、大正十四年六月調査に着手し左記を制定した。

## 一、變壓器油及開閉器油標準仕様書（昭和四年七月）

本仕様書は上述の如く國產油に適合するやうに制定したのであるが、國產油は大體比重軽く、引火點低く、粘度少きものと、然らざるものとの二種に區別されるので、變壓器油及び開閉器油共これを第一種、第二種に分ち、設計、使用の目的、使用的場所に依り何れかを選擇し得ることに規定した。本仕様書の制定には豫め商工省工業品規格統一調査會とも連絡を取つたのであつて、その儘日本標準規格として採用されてゐる。

## ○ 原 動 機

原動機に關する標準の制定に就ては豫て準備委員に於て調査準備中であつたが、IECに於ても調査が漸次進行して來たので、昭和四年水車及び汽機の標準調査を開始し、先づ水車の標準規程を制定した。

### 一、水車標準規程 \* (昭和九年九月)

本規程に於ては、發電用水車に關し通常使用される術語を定義し、代表的試験方法を述べ、註文又は照會の際に必要な事項を列舉し、以て使用者、製造者並にその監督者に一定の標準を指示することを目的とした。

### ○ 電壓

本邦の電氣事業は創始以來逐年急速な發展を遂げ、設備の規模愈々増大して來たが、從來の經驗に徴し又學術の進歩に俟つてこれを觀れば合理化を圖るの要を認めらるゝものが尠く無い。就中電線路の電壓及び電氣機械器具の電壓を統一することは、その最も重要なものである。

電線路電壓の標準化は、系統の連絡上最も必要である。即ち電力の融通を容易ならしめ又豫備設備の省略を可能とする。電氣機器電壓の標準化は、製作費を低下し、且つ使用上の融通性を増大する等裨益する處多大である。依つて大正十三年三月電壓標準調査準備委員會を設置して調査の準備に當り、大正十四年一月「標準電壓に關する調査報告書」を發表したが、昭和五年五月本調査に着手し左記を制定した。

### 一、標準電壓 \*

(昭和八年一月)

電線路の電壓に依る分類は、從來或は最大電壓に依り、或は受電端電壓に依る等一定してゐなかつたが、本規程は、IECその他の規程に準じ、受電端の線間電壓に依ることに定め、これを電線路の公稱電壓とした。而して特別高壓送配電線路の公稱電壓を $100,000V$ 乃至 $200,000V$ の八種(外に既設系統の擴張の場合に限り採用すべきもの三種)、高壓送配電線路の公稱電壓を $30,000V$ の一種、低壓配電線路の公稱電壓を $100$ 、 $200V$ の二種とした。

又電氣機器の標準定格電壓は、電線路の標準公稱電壓及び電壓降下率(最大)に對應するやうに規定し、發電機、電動機の定格電壓、變壓器の定格電壓及びタップ電壓、電氣器具の公稱電壓を夫々規定した。

### ○ 電路操作表示示

電路操作表示方法の統一は、電氣事業從事者に對し取扱上の便易、操作上の安全を與へ、製作の標準化を齎すに反し、これが不統

一は動もすれば人命にも係る悪結果を招く虞がある。然るに本邦に於ける現状を觀るに、その方法區々にて統一なく、將來益々複雑を極めんとする電路の操作上危険を加ふるの懸念が多分にあるので、これが統一を圖る爲め、昭和六年六月これが調査に着手し左記を制定した。

### 一、電路操作表示方法標準規程 \* (昭和十年十月)

本規程は、開閉器、制御開閉器、電壓制御器、電流制御器、速度制御器、起動器等の操作ハンドルの運行方向並に電路の開閉及び制御状態に対する表示燈の色別及び配置の標準を規定したものである。尙電路の相及び相回轉方向の表示の標準も重要な事項であるが、本邦に於ける實情に徴し直ちに統一すること困難なので、参考案を決定し將來の統一に資することとした。

### ○ 單位・定義

#### 一、無効電力及無効電力量単位の名稱並需要率不等率の定義に關する調査 (昭和四年一月)

本件は電氣協會關東支部から依頼があつたもので、単位の名稱を除き他の全部を決定報告した。

#### 二、鐵塔及鐵柱の區別に關する調査報告 (昭和四年一月)

鐵塔と鐵柱の區別は一見明かなるが如きも課稅上屢々問題となるので、これが區別に關し一定の規準を決定するやう電氣協會から依頼があつたので、これを決定報告した。

#### 三、電磁単位に關する調査報告 (昭和十一年十二月)

最近國際度量衡委員會の諸問機關である電氣諮詢委員會及び IEC に於て、從來の CGS 単位系と共に、MKS (メートル、キログラム、セコンド) 単位系を採用せんとする機運が濃厚となつて來たが、本問題は學術上影響する處極めて重大であるので、調査の結果「MKS 単位系は工學上及び教授上極めて便利なるを以て其の全面的採用を決議す。但し CGS 単位系は純學術的研究上當然殘ざるべきものと認む」外二件の決議を爲し調査報告を發表した。(報告全文、本會誌、昭和十二年二月號掲載)

調査の發表方法 本委員會の制定した標準規程等は概ね本會誌に發表した上、パンフレットとして出版しこれが周知に努めてゐる。又これ等パンフレットを蒐集して大正十三年「調査報告集」第一輯を、昭和五年第二輯を出版した。

本邦製品の輸出に當り註文先から公定標準規程の提示を求められる場合が多いので、英文規程を作ることゝし、昭和四年、十四種の出版を爲した。尙且下これ等英文規程の中改訂となつたもの及びその後制定された七種の出版に着手してゐる。

## 第五節 日本電氣工藝委員會委員

明治四十三年本委員會設立以來昭和十二年に至る間に於て委員に就任せる人々は左の如くである。

就任期間は年を以て示したが、例へば「明四三」とあるは明治四十三年一月から四十四年一月の意である。(大正五年以降改選期は一月となつた)又年の途中に於ける就任、退任も一ヶ月を示すことを省略した。(明は明治、大は大正、昭は昭和の略示)

### 會 長

淺野 應輔(明四三・大三・六・七) 山川 義太郎(大四・五)

中野 初子(明四四一大二) 凤 秀太郎(大八・九)

### 副 會 長

山川 義太郎(明四三一大三) 五十嵐 秀助(大二・三)

藤岡 市助(明四三一四五) 鳳 秀太郎(大四一七)

### 理 事

近藤 茂(明四三一大三) 村尾 栄(大一〇一一)

濵澤 元治(大四一九) 高津 清(大一三一昭五)

### 會 計 幹 事

高津 清(大一〇一一大) 工藤 正平(昭三一五)

前原 助市(大二三一昭一) 肥田 丈夫(昭六一九)

### 委 員

五十嵐 秀助(明四三一大四) 玉木 辨太郎(明四三一大九)

鳳 秀太郎(明四三一大九) 難波 正(明四三一大九)

利光 平夫(明四三・四四・大一十九) 長岡 半太郎(明四三・四四・大一七)

大井 才太郎(明四三一大三) 中野 初子(明四三一大二)

岡 部 弘(明四三一大二) 中村 幸之助(明四三一大九・一三一)

田中館 愛橘(明四三一大二) 中原 岩三郎(明四三一大九・一三一)

兒玉 隼槌(明四三一大四)

岸 敬一郎(明四三一四五・大四一九)

中山 龍次(明四三・四四・大一〇) 近藤 茂(明四三一)

納富 鏡一(明四三・四四・大一〇) 青柳 榮司(明四三・四四・大一)

山川 義太郎(明四三一大七) 濱野 應輔(大三・六・七)

藤岡 市助(明四三一大七) 木村 駒吉(明四三一大三)

木村 駿吉(明四三一大三) 木村 駿吉(明四三一大五)

神保 成吉(昭一〇一)

降矢 芳郎 (明四三・昭五)	太刀川 平治 (大四)	村尾 栗 (大一〇・昭二・一一)	森 秀 (昭八一)
平山 良治 (明四三・四四)	多田 文秋 (大四)	高津 清 (大一〇一)	西 健 (昭八一)
厚東 稔造 (明四四・大三・四)	月野 正五郎 (大四)	前原 助市 (大二三・昭六)	加藤 錄二 (昭八一)
荒川 文六 (明四四・大二・一)	山本 忠興 (大四一九・一三一)	西崎 勝之 (大二三・昭六)	高田 善彦 (昭八)
三根 正亮 (明四五・大三・四)	宮口 竹雄 (大四一九・昭三一)	黒崎 延次郎 (大二三・昭七)	多田 禮吉 (昭八一)
鈴木 周二 (明四四・大三)	後藤 一郎 (大四)	肥田 丈夫 (大二三・昭一)	本野 亨 (昭八一)
岩垂 邦彥 (明四五)	廣部 徳三郎 (大四・五)	工藤 正平 (昭三)	八木 秀次 (昭九)
利根川守三郎 (明四五)	平山 穂 (大四一九・昭三)	太田原 俊 (昭三一五)	古川 光造 (昭九・一〇)
加藤木 重教 (明四五・大一)	關口 寿 (大四一九)	増永 元也 (昭三)	安藏 彌輔 (昭九一)
浦田 周次郎 (明四五・大二・六・七)	岡本 春三 (大五一九)	福田 豐 (昭三)	百田 貞次 (昭九一)
牧野 賢吾 (明四五・大二)	井上 晃太郎 (大五一九・一五一昭九)	福中 佐太郎 (昭三一五)	神保 成吉 (昭一〇一)
古庄 鹿之助 (明四五・大三)	福田 勝 (大五一九)	秋山 武三郎 (昭三一)	安藤 剛 (昭一〇一)
鹽屋 益次郎 (明四五・大三)	野村 孝 (大六一九)	清水 與七郎 (昭三一)	榎井 清水 (昭一〇一)
澁澤 元治 (明四五)	鯨井 恒太郎 (大六一昭九)	伊藤 奎二 (昭四一)	瀬藤 象二 (昭一〇一)
川住 銃四郎 (大二)	柳澤 祐冬 (大六一九)	飯田 精太郎 (昭四一八)	密田 良太郎 (昭一〇一)
立原 任 (大二一昭六)	新莊 吉生 (大六一九)	米澤 與三七 (昭四一九)	平岡 磨 (昭一一)
三宅 順祐 (大二・三)	大竹 太郎 (大八・九)	宮川 竹馬 (昭四一)	森田 重彦 (昭一一)
橋本 千之助 (大三一七)	波多野 友江 (大八・九)	石川 芳次郎 (昭六一)	高尾 直三郎 (昭一一)
西脇 吉久 (大三)	市來崎佐一郎 (大一〇一四)	加藤 靜夫 (昭六・七)	青木 忠次郎 (昭一一)
青山 忠治 (大三一九)	吉原 重成 (大一〇一四)	安川 第五郎 (昭六一)	石澤 四郎 (昭一一)
杉山 清次郎 (大三一七)	稻田 三之助 (大一〇一)	古屋 五郎 (昭六一)	高橋 兼治郎 (昭一一)
小倉 公平 (大四一九・昭三一)	鳥潟 右一 (大一〇一)	後藤 勘治 (昭六一)	鳥養 利三郎 (昭一一)
小平 浪平 (大四一九・一五一昭一)	川口 育三郎 (大一〇一)	正木 良一 (昭七一)	秀島 清 (昭一一)
尾形 次郎 (大四一九)	山崎 四朗 (大一〇一昭一)	藤波 收 (昭一一)	藤波 收 (昭一一)
古市 龍雄 (昭七一)	別宮 貞俊 (昭一一)	古市 龍雄 (昭七一)	別宮 貞俊 (昭一一)

## 第六節 日本電氣工藝委員會特別委員

本委員會の諸種調査に當つてはその都度官廳、學校、製造者、使用者等の各方面から夫々専門家を特別委員に委嘱し、調査の遺漏無きを期すると共に、制定事項の實施に支障無からしむるやう努めてゐる。

特別委員の任期は初め別段の規定無く、大正四年に至つて本委員の任期と共に終ることに規定された。本委員の任期は當初は一箇年で毎年一月に改選され、大正五年二箇年となり隔年二月に改選されることとなつた。即ち特別委員の任期も大正四年は一箇年、大正五年以降は二箇年となつたのである。乍併調査の途中に於てはなるべく委員の變更が無いことが望ましいので、改選期に當つても勤務先の異動又は特別の事由がある場合の外主として重任とした。尙昭和六年に至つて、特別委員の改選期を隔年四月に改めた。本委員會創設以來特別委員に就任した人々は左の如くである。

委員の就任期間は年を以て示したが、例へば「昭一〇」とあるは「昭和一〇年五月—昭和一一年四月」の意である。又委員會の新設、解散等に伴ふ年の途中に於ける異動も一ヶ月を示すことを省略した。

### 名稱調査委員會（明治四十三年五月設置）

委員長	若目田 利助（大四・五）	鯨井 恒太郎（明四三一大二）	若目田 利助（大四一昭一）
鳳 秀太郎（明四三・四五一大三）	西 健（大六一九）	藤田 經定（明四三一大二）	横山 英太郎（大四一一二）
梶浦 重藏（明四四）	加藤 錄二（大一〇）	瀧澤 元治（明四三一大三）	村尾 葉（大四・五）
利根川守三郎（大四・五）	委員	鈴木壽傳次（明四三一昭八）	山本 忠興（大四・五）
浦田 周次郎（大六・七）	鳳 秀太郎（明四三一大三）	鳥飼 右一（明四一一大三）	福田 豊（大四一一二）
保科 貞（大八・九）	梶浦 重藏（明四四）	利根川守三郎（明四一一大五）	清水與七郎（大四一一二）
肥田 丈夫（大一〇一）	中村 幸之助（明四三一大三）	利光 平夫（明四五一大三）	本野 亭（大四一）
幹 事	中山 龍次（明四三・四四）	浦田 周次郎（明四五一大七）	大屋 敦（大五一七）
澁澤 元治（明四三一大三）	納富磐一（明四三一大三）	井上 昕太郎（大四一一二）	高田 精一（大五一七）
鈴木 壽傳次（明四三一昭八）	小倉 公平（明四三一大三）	西 健（大四一昭一）	箕原 勉（大五）

三井田彥司郎（大五・一七）	淺見 起平（大一〇一）	増澤 貞純（昭二一・一）	野口 孝重（昭八・一）
保科 貞（大六・一）	米澤 政治郎（大二・一）	森田 重彦（昭二・三）	尾本 義一（昭八・一）
小川 若三郎（大六・一）	田中 貢（大二・一）	難波 康一（昭三・四）	福田 節雄（昭八・一）
米澤 與三七（大六・一）	城戸 忠彦（大二・一）	深井 宗吉（昭三・四）	足立 吉平（昭八・一）
古市 龍雄（大六・九）	山崎 武夫（昭五・八）	河野 健雄（昭一〇一）	寺田 益穂（昭一〇一）
飛鳥井 雅四（大六・七・昭二・一四）	古川 光造（大一・三）	鈴木 光勤（大二・一）	依田 收一（昭一〇・一）
肥田 丈夫（大六・一）	北村 政治郎（大一・三・一）	沼倉 三郎（大一・四）	長嶺 公固（昭一・一）
百田 貞次（大六・一）	山田 清（大一・四・昭二）	大島居 信光（昭六・七）	加藤 圭介（昭二・一）
上野 七夫（大六・七）	坂元 常樹（大一・四・一）	貞清 玄龜（昭六・一）	江本 傳三郎（昭二・一）
川口 育三郎（大八・一・五）	宮川 利一（大一・四・昭五）	依藤 義登（昭八・九）	依田 收一（昭一〇・一）
加藤 錄二（大一〇・一）	丸毛 登（大一・五）	高橋 幸人（昭八・一）	笠原 謙治郎（大六・一）
古立 藤吉（大一〇・一・二）			高尾 直三郎（大六・九）
委員長	幹事	委員	委員
中原 岩三郎（明四三・一大五）	高橋 正一（大一・五・昭九）	岸 敏二郎（明四三・一大三）	荒川 文六（大四・昭九）
納富 鑒一（大六・一・五）	上田 輝雄（昭二・一九）	木村 駒吉（明四三・一大三）	關口 寿（大四・一七）
山本 忠興（昭二・一九）	立原 任（明四三・一大一）	三根 正亮（明四三・一大五）	杉山 清次郎（大四・五）
	鳳 秀太郎（明四三・一大三）	濱澤 元治（明四三・一大五）	岡本 春三（大五・一九）
近藤 茂（明四三・一大三）	中原 岩三郎（明四三・一大七）	廣部 德三郎（明四三・一大五）	與倉 守之助（天五）
濱澤 元治（明四三・一大五）	降矢 芳郎（明四三・一大三・一）	納富 鑑一（明四四・昭五）	宇都宮 俊彦（天五・一九）
廣部 德三郎（大四・五）	藤本 千之助（大四・五）	橋本 千之助（大四・五）	井上 基太郎（大六・一九）
黄金井 晴正（大六・一・五）	小倉 公平（大四・昭九）	小倉 公平（大四・昭九）	市來崎佐一郎（大六・一）
密田 良太郎（大六・一・九）	兒玉 隼槌（明四三・一大三）	小平 浪平（大四・五）	馬場 齊吉（大六・一・五）
笠井 完（大一〇・一・四）	近藤 茂（明四三・一大三）	鯨井 恒太郎（大四・昭九）	笠原 謙治郎（大六・一）
青柳 榮司（明四三・一大三・一）		益田 元亮（大四・一・五）	

發電機電動機及變壓器標準調查委員會

（明治四十三年十一月設置—昭和十年四月解散）

中村 幸之助 (大六一九)	伊藤 奎二 (大一〇一昭九)	古川 光造 (大一三)	大谷 元夫 (昭六一九)
中川 惠郎 (大六一七)	今井 三郎 (大一〇一一)	工藤 正平 (大一四一五)	尾本 義一 (昭六一九)
村尾 葉 (大六一九)	竹内 壽太郎 (大一〇一昭九)	坂元 常樹 (大一四一五)	鎌居 大藏 (昭六一九)
野村 孝 (大六一七)	安川 第五郎 (大一〇一昭九)	高橋 正一 (大一五一昭九)	河合 賢次 (昭六一九)
山本 忠興 (大六一昭九)	黃金井 晴正 (大六一五)	正木 良一 (大一〇一昭九)	高橋 幸人 (昭六一九)
平塚 平四郎 (大六一七)	密田 良太郎 (大六一昭九)	小山 鮑治郎 (大一〇一三)	中森 茂雄 (昭六一七)
橋川 源吾 (大六一七)	廣瀬 良知 (大六一九)	岸原 重治 (大一〇一一)	上野 泰造 (昭六一九)
密田 良太郎 (大六一昭九)	大竹 太郎 (大八一九)	三浦 良威 (大一〇一昭四)	瀬藤 象二 (大一五一昭九)
平塚 平四郎 (大六一七)	馬場 彰夫 (大八一昭九)	本野 亨 (大一〇一昭九)	岡村 勇 (昭二一昭九)
橋川 源吾 (大六一七)	笠井 完 (大九一五)	飯田 憲 (大二一三)	多田 源二郎 (昭二一三)
密田 良太郎 (大六一昭九)	筭原 勉 (大九一昭二)	上遠野 亮三 (大二一一五)	中山 久雄 (昭二一九)
密田 良太郎 (大六一昭九)		米澤 政治郎 (大一二)	上田 輝雄 (昭二一九)
密田 良太郎 (大六一昭九)		曾我 正雄 (大二一一五)	百田 貞次 (昭二一九)
密田 良太郎 (大六一昭九)		加藤 鑑二 (昭四一九)	寺田 益穂 (昭六一九)
密田 良太郎 (大六一昭九)		深井 宗吉 (昭四一五)	佐立 健雄 (昭六一九)
密田 良太郎 (大六一昭九)		杉浦 辰雄 (昭五一六)	市岡 一貫 (昭七一九)
密田 良太郎 (大六一昭九)		林 堅太郎 (昭六一九)	長嶺 公固 (昭八一九)
記號調查委員會 (明治四十四年五月設置—大正三年解散)			
委員長	委員	委員	委員
鳳 秀太郎 (明四四一大三)	長岡 半太郎 (明四四一大三)	山川 義太郎 (明四三一大三)	荒川 文六 (明四三一大三)
井口 在屋	田澤 昌孝	納富 磐一	荒川 文六
井上 显太郎	中原 岩三郎	近藤 茂	坂田 貞一
	中村 幸之助	青柳 榮司	濱澤 元治
電線標準調査委員會 (大正五年五月設置—昭和八年四月解散)			
委員長	幹事	幹事	幹事
兒玉 隼樞 (大五一三)	前原 助市 (大一四一昭五)	關口 壽 (大五)	前原 助市 (大六一三)
鷹野 義夫 (昭六一七)	横山 政二 (大五一三)		

齋藤 正平 (大六一九)	秋山 武三郎 (大五一昭七)	高田 善彦 (大一〇一五)	高橋 兼治郎 (大一四一昭七)
田中 敏郎 (大一四一昭七)	齋藤 正平 (大五一昭七)	小川 榮次郎 (大一〇一昭一)	田中 敏郎 (大一四一昭七)
中桐 豊 (大一四一昭七)	廣部 徳三郎 (大五)	關口 壽 (大五—九)	片山 茂 (大五一昭七)
	利根川守三郎 (大五・六)	稻田 三之助 (大六一昭七)	若林 信明 (大二一一五)
	横山 政二 (大五一二三)	大畑 源一郎 (大六一九)	加藤 鎌二 (大二一三)
	浦田 周次郎 (大五・六)	岡積 重吉 (大八・九)	福島 宜剛 (大二一一五)
	野村 孝 (大五一一)	高橋 本枝 (大八一昭七)	福田 豐 (大一一一四)
	前原 助市 (大五一一五)	中桐 豊 (大八一昭七)	古屋 五郎 (大一一昭七)
兒玉 隼 槩 (大五一一四)	松本 頴雄 (大八・九)	小林 輓 (大一一一五)	鷹野 義夫 (昭一一七)
青山 忠治 (大五)	別宮 貞俊 (大九一一)	鈴木 光勤 (大一一昭七)	後藤 勘治 (昭一一七)
	吉田 直次郎 (大一〇一昭七)	山本 涙 (大一四一昭七)	淺倉 丈夫 (昭一一五)
			那須 鶴雄 (昭六・七)
			上妻 博 (昭六・七)
電氣計器標準調査委員會 (大正六年十二月設置)			
委員長	利根川守三郎 (大六一九)	本野 亨 (大六一昭五)	豊田 博司 (昭一一)
幹事	利根川守三郎 (大六一九)	瀬藤 象二 (大六一一一)	小笠原 連藏 (昭一一一)
高津 清 (大一〇一昭九)	大熊 靜雄 (大六・七)	横川 孫一郎 (大九)	小笠 進 (昭一一九)
神保 成吉 (昭一〇一)	高津 清 (大六一昭一一)	神保 成吉 (大九一一)	横田 哲一郎 (昭一一九)
相馬 閨二 (大一〇一三)	壇田 尚衛 (大六一昭一一)	前田 滋樹 (大一〇一一一)	中山 久雄 (昭一一五)
相馬 閨二 (大六一九)	相馬 閨二 (大六一)	深井 宗吉 (大一〇一四)	干川 芳太郎 (昭四一一)
神保 成吉 (大一〇一昭三)	宇都宮 俊彥 (大六一九)	長濱 重麿 (大三一昭四)	沼倉 三郎 (昭四一)
青木 晋 (大一四一昭一一)	眞野 正雄 (大六一九)	土屋 秋醒 (大三一一昭一)	山下 英男 (昭四一九)
沼倉 三郎 (昭四一)	黃金井 晴正 (大六一五)	大山 松次郎 (大三一一五)	伊賀 秀雄 (昭五一一一)
	青木 晋 (大六一)	谷 惠吉郎 (大五一昭三)	那須 鶴雄 (昭五一一九)
	齋藤 碩 (大六一一一)	星合 正治 (昭一一三)	西川 直惠 (昭六一一一)
委員	清水與七郎 (大六一昭一一)		

加藤 信義（昭六一九）  
段塚 成美（昭六一九）  
廣瀬 英三（昭八一一）

堀 元夫（昭九一一）  
近藤 道夫（昭九一一）  
阿部 清（昭一〇一）

安藤 三郎（昭一〇一）  
原口 秀雄（昭一〇一）  
福田 節雄（昭一〇）

阪本 捷房（昭一）

電球標準調査委員會（大正七年二月設置—昭和五年四月解散）

委員長

高津 清（大一〇一）

藤井 鐵也（大七一）

密田 良太郎（大七一昭五）

八卷 外次（大一四一昭五）

山川 義太郎（大七一）  
中原 岩三郎（大二二一昭五）

藤井 鐵也（大七一昭五）  
清水與七郎（大二二一昭五）

福田 豐（大七一昭五）  
降矢 芳郎（大七一昭五）

矢野 定三（昭一一五）  
雨宮 春雄（昭一一五）

副委員長

石川 芳次郎（大七一昭五）  
波多野 友江（大七一九）

新莊 吉生（大七一九）  
高津 清（大一〇一）

宮川 竹馬（昭一一五）  
山内 二郎（昭三一五）

降矢 芳郎（大一〇一）  
野村 孝（大二二一五）

大島 弘義（大七一昭五）  
若林 信明（大七一昭五）

高津 清（大一〇一昭五）  
中原 岩三郎（大二二一昭五）

山口 信助（昭五）  
須山 正躬（大一〇一昭六）

委員

新莊 吉生（大七一九）  
密田 良太郎（大七一九）

野村 孝（大七一昭五）  
山川 義太郎（大七一）

山本 一郎（大二二一五）  
中原 岩三郎（大二二一昭五）

金田一安三（昭一一五）  
宮川 竹馬（昭一一五）  
山内 二郎（昭三一五）  
山口 信助（昭五）  
須山 正躬（大一〇一昭六）

電氣器具標準調査第一委員會（大正九年二月設置—大正十二年六月解散）

委員長

笠井 完（大九一一）

工藤 正平（大九一一）

前原 助市（大九一一）

太田原 俊（大九一一）  
幹 事

太田原 俊（大九一一）  
大山 松次郎（大九一一）

高橋 享二（大九一一）  
中澤 真二（大九一一）

青柳 榮司（大九一一）

工藤 正平（大九一一）  
幹 事

加藤 信義（大九一一）  
丹羽 保次郎（大一〇一昭六）

松村 繁太郎（大九一一）  
中原 正政（大一〇一）

シムボル標準調査委員會（大正十年四月設置—昭和六年七月解散）

委員長

深尾 繁四郎（大一四一昭六）

大山 松次郎（大一〇一昭六）

山崎 四朗（大一〇一昭六）

箕原 勉（大一〇一昭六）  
幹 事

太田原 俊（大一〇一昭六）  
丹羽 保次郎（大一〇一昭六）

加藤 靜夫（大一〇一昭六）  
米澤 政治郎（大一〇一）

浅見 起平（大一〇一昭六）  
箕原 勉（大一〇一昭六）

丹羽 保次郎（大一〇一三）

太田原 俊（大一〇一昭六）

中原 正政（大一〇一）

須山 正躬（大一〇一昭六）

落合嘉五郎（大正三—昭六）  
横山英太郎（大正三—昭六）  
中上豊吉（大正三—昭六）

小島潔（大正三—昭六）  
菅波易二（大正三—昭六）  
深尾榮四郎（大正四—昭六）

丸毛登（大正五）  
伊藤奎二（昭一・六）  
稻田虎彦（昭五・六）

### 屋内器具シムボル標準調査小委員會

（大正十五年三月設置—昭和三年七月解散）

主　　查  
山崎四朗（大正五—昭三）  
幹　　事  
市川繁彌（大正五—昭三）

市河頼三（大正五—昭三）  
市川繁彌（大正五—昭三）  
小笠進（大正五—昭三）

勝屋達夫（大正五—昭三）  
加納平四郎（大正五—昭三）  
山崎四朗（大正五—昭三）

原賢朗（昭一・三）  
深尾榮四郎（昭一・三）  
山崎四朗（大正五—昭三）

市川繁彌（大正五—昭三）  
幹　　員  
勝見愛人（大正五—昭三）

小川榮次郎（大正五—昭三）  
勝見愛人（大正五—昭三）

木下顯正（大正五—昭三）  
伊藤奎二（昭一・三）

丸毛登（大正五）  
伊藤奎二（昭一・六）  
稻田虎彦（昭五・六）

### 電氣鐵道用シンボル標準調査委員會

（昭和六年七月設置—昭和八年四月解散）

委員長  
山崎四朗（大正〇—昭一）  
幹　　事  
落合嘉五郎（昭六・七）  
幹　　員  
今泉恒（昭六・七）

深尾榮四郎（昭六・七）  
委員  
秀島清（昭六・七）

落合嘉五郎（昭六・七）  
古在由正（昭六・七）  
山口長次郎（昭六・七）

肥田丈夫（昭六・七）  
深尾榮四郎（昭六・七）  
山口長次郎（昭六・七）

委員長  
別宮貞俊（大正〇—昭一）  
幹　　事  
若林信明（大正〇—昭一）  
幹　　員  
日澤剛太郎（大正〇—一）  
別宮貞俊（大正〇—一）  
河原正貴（大正一—昭一）  
堀岡正家（大正一—昭一）  
委員  
堀鹿造（大正〇—昭一）

安藏彌輔（大正〇—昭一）  
太田國馨（大正〇—昭一）  
横田千秋（大正〇—昭一）  
山崎四朗（大正〇—昭一）  
西健（大正一—昭一）  
藤澤久三郎（大正〇—昭一）  
河原正貴（大正一—昭一）  
柳澤芳次郎（大正一—昭一）  
小柳助治（大正〇—一）  
小林轍（大正〇—昭一）

渡邊新十郎（大正一—昭一）  
福中佐太郎（大正一—昭一）  
福田豊（大正一—昭一）  
宮口竹雄（大正一—昭一）  
廣瀬良知（大正一—昭一）  
豊口熊雄（大正一）  
小川信一（大正一—昭一）  
三宅熙（大正一—昭一）

鐵塔標準調查委員會（大正十一年七月設置—昭和四年三月解散）

委員長	中原岩三郎（大一一昭四）	堀岡正家（大一一昭四）	中原岩三郎（大一一昭四）	妹尾吉次（大一一三）
幹事	岡部榮一（大一一昭四）	岡部榮一（大一一昭四）	野口寅之助（大一一昭四）	土谷頼雄（大三一一昭四）
委員	高橋三郎（大一一昭四）	鍵和田良平（大一一昭四）	山崎四朗（大一一昭四）	木村嘉次（大三一一昭四）
	岩橋武之助（大一一五）	吉見靜一（大一一五）	松田新（大一一昭四）	飯田精太郎（昭一・三）
	田川信男（大一一昭四）	高橋三郎（大一一昭四）	木多勘一郎（大一一三）	山倉嘉一郎（昭一・三）
	七里義雄（大一一昭四）	高橋享二（大一一）	佐伯倉輔（昭一・三）	森秀（昭一・三）
委員長	村尾栄（大一一五）	伊藤奎二（大一一五）	中澤眞二（大一一五）	青柳豊三（大三一一五）
幹事	石川芳次郎（大一一五）	石川芳次郎（大一一五）	村尾栄（大一一五）	多田源一郎（大三四・五）
	石川頼二（大一一五）	石川頼二（大一一五）	工藤正平（大一一五）	高橋享二（大一一五）
	工藤正平（大一二）	星合正治（大一一五）	山本忠興（大一一五）	松宮收（大三）
	松宮收（大三）	笠井完（大一一五）	福中佐太郎（大一一五）	西健（大一四一昭四）
	多田源一郎（大一四・一五）	高畠雄治（大二二・一三）	清水與七郎（大二二一五）	加藤鎌二（大一四一昭四）
				吉田直次郎（大一四一昭四）
委員長	太刀川平治（大一四一昭四）	鳥養利三郎（大一四一昭四）	太刀川平治（大一四一昭四）	雨宮春雄（大一四一昭四）
幹事	齋藤正平（大一四一昭四）	小川若三郎（大一四一昭四）	矢部友雄（大一四一昭四）	齋藤正平（大一四一昭四）
	加藤鎌二（大一四一昭四）	小倉公平（大一四一昭四）	正木良一（大一四一昭四）	三浦良威（大一四一昭四）
	齋藤正平（大一四一昭四）	正木良一（大一四一昭四）	別宮貞俊（大五一昭四）	水田政吉（大一四一昭四）
	小平浪平（大一四一昭四）	古屋五郎（大一四一昭四）	風岡憲一郎（大五一昭四）	別宮貞俊（大五一昭四）
	落合嘉五郎（大一四一昭四）	小平浪平（大一四一昭四）	小坂進（昭一・三）	風岡憲一郎（大五一昭四）
委員	石川潔（大一四）			
	安藏彌輔（大一四・一五）			

變壓器油標準調查委員會（大正十四年六月設置—昭和四年三月解散）

委員長	西健（大一四一昭四）	加藤鎌二（大一四一昭四）	雨宮春雄（大一四一昭四）
幹事	堀岡正家（大一四一昭四）	吉田直次郎（大一四一昭四）	齋藤正平（大一四一昭四）
	鳥養利三郎（大一四一昭四）	太刀川平治（大一四一昭四）	三浦良威（大一四一昭四）
	小川若三郎（大一四一昭四）	矢部友雄（大一四一昭四）	水田政吉（大一四一昭四）
	小倉公平（大一四一昭四）	正木良一（大一四一昭四）	別宮貞俊（大五一昭四）
	正木良一（大一四一昭四）	古屋五郎（大一四一昭四）	風岡憲一郎（大五一昭四）
	別宮貞俊（大五一昭四）	小坂進（昭一・三）	風岡憲一郎（大五一昭四）

碍子標準調査委員會（昭和二年一月設置）

委員長	別宮 貞俊（昭二・九）	淺原 真一（昭二・一）	益進（昭五・一）
幹事	鳥養 利三郎（昭二・一）	淺見 章吾（昭二・一）	小菅 小之助（昭五・一）
西健（昭四・一）	大元政一郎（昭二・一）	宮原 信英（昭二・一）	鷹野 義夫（昭六・七）
幹事	上野 泰造（昭二・一）	宮口 竹雄（昭二・五）	六角 英通（昭八・一）
工藤 正平（昭二・三）	工藤 正平（昭二・九）	素木 晃治（昭二・三）	森田 重彦（昭八・九）
浅見 章吾（昭二・一）	前原 助布（昭二・三）	大森 鉢朗（昭四・一）	青山 政次（昭一〇・一）
幹事	江副孫右衛門（昭二・四）	巽 良知（昭四・一）	佐竹 元輔（昭一〇・一）
委員	福田 豊（昭二・三）	長濱 重磨（昭四・一）	原口 秀雄（昭一一・一）
西健（昭二・一）	古川 光造（昭二・五）	内藤 圓曹（昭五一・九）	
西野 計之助（昭二・一）	浅野 猛龍（昭二・一）	村田 八束（昭五一・九）	

無効電力及無効電力量単位名稱並需要率不等率の定義に關する臨時調査委員會

（昭和二年四月設置—昭和四年三月解散）

委員長	巽 良知（昭三・四）	太田原 俊（昭二・四）	神保 成吉（昭二・四）	益進（昭五・一）
幹事	太田原 俊（昭二・四）	小川 榮次郎（昭二・一）	巽 良知（昭三・四）	
幹事	石川 芳次郎（昭二・四）	加藤 錄二（昭二・四）	立原 任（昭二・三）	小菅 小之助（昭五・一）
幹事	西健（昭二・四）	司城 正木（昭二・四）	中山 久雄（昭二・三）	鷹野 義夫（昭六・七）
幹事	岡部 榮一（昭二・四）	長濱 重磨（昭二・四）	上田 輝雄（昭二・三）	六角 英通（昭八・一）
幹事	小川 榮次郎（昭二・一）	加藤 錄二（昭二・四）	竹内 壽太郎（昭二・三）	
幹事	加藤 錄二（昭二・四）	司城 正木（昭二・四）	鯨井 恒太郎（昭二・三）	
幹事	高橋 正一（昭二・三）	多田 源二郎（昭二・三）	安川 第五郎（昭二・三）	
幹事	上田 輝雄（昭二・三）	高橋 正一（昭二・三）		
幹事	小穴 秀一（昭二・三）			

小型單相電動機標準調査委員會（昭和二年十月設置—昭和三年四月解散）

山本 忠興（昭二・三）  
正木 良一（昭二・三）  
福田 豊（昭二・三）

寺村 富次（昭二・三）  
荒川 文六（昭二・三）  
密田 良太郎（昭二・三）

三浦 良威（昭二・三）  
箕原 勉（昭二・三）  
本野 亨（昭二・三）

百田 貞次（昭二・三）  
瀬藤 象二（昭二・三）  
佐立 健雄（昭二）

屋内電氣器具標準調査委員會（昭和四年十月設置）

委員長 得田 與義（昭四）  
伊藤 奎二（昭四）

幹事 市川 繁彌（昭四）  
三ツ井新次郎（昭四）

委員 伊藤 奎二（昭四）  
市川 繁彌（昭四）  
伊賀 秀雄（昭四）  
市川 繁彌（昭四）  
林 一郎（昭四）  
堀岡 正家（昭四）

高橋 享二（昭四）  
那須 鶴雄（昭四）  
山本 政吉（昭四）  
山本 善次（昭四）  
前田 七之進（昭四）  
寺尾 泰二（昭四）  
佐藤 穏徳（昭四）

福田 節雄（昭五）  
宮尾 葵（昭五）  
大貫 賴次郎（昭五）  
松島 孝二郎（昭五）  
太田垣 幹男（昭七）  
奥田 憲太郎（昭七）

樺内 寅太郎（昭七）  
竹田 貞光（昭七）  
野尻 茂治（昭七）  
藤本 治（昭七）  
大山 松次郎（昭八）  
杉山 清（昭一〇）  
原 嘉八（昭一〇）  
名劍 清（昭一〇）

原動機標準調査第一委員會（昭和四年六月設置、昭和十年四月解散）

委員長 磯野 達一郎（昭四）  
中原 岩三郎（昭四）  
幹事 富岡 清人（昭四）  
多田 源一郎（昭四）  
多田 耕象（昭四）  
多田 源一郎（昭四）  
竹村 重武（昭四）  
中原 岩三郎（昭四）  
上野 泰造（昭四）  
内丸 最一郎（昭四）

矢野 信（昭四）  
福元 稔（昭四）  
五島 祐（昭四）  
後藤 清太郎（昭四）  
天野 憲一（昭四）  
藥袋 四郎（昭四）  
井上 五郎（昭六）  
羽塚 廣道（昭六）

原島 善四郎（昭六）  
三村 龜槌（昭六）  
渡邊 兼雄（昭六）  
唐澤 三省（昭八）  
高草 立夫（昭八）

委員 伊藤 奎二（昭四）  
市川 繁彌（昭四）  
伊賀 秀雄（昭四）  
市川 繁彌（昭四）  
林 一郎（昭四）  
堀岡 正家（昭四）

磯野 達一郎（昭四）  
中原 岩三郎（昭四）  
多田 源一郎（昭四）  
多田 耕象（昭四）  
多田 源一郎（昭四）  
竹村 重武（昭四）  
中原 岩三郎（昭四）  
上野 泰造（昭四）  
内丸 最一郎（昭四）

矢野 信（昭四）  
福元 稔（昭四）  
五島 祐（昭四）  
後藤 清太郎（昭四）  
天野 憲一（昭四）  
藥袋 四郎（昭四）  
井上 五郎（昭六）  
羽塚 廣道（昭六）

原動機標準調査第一委員會（昭和四年六月設置）

參 加 員	丹羽 重光（昭四一）	磯野 達一郎（昭四一九）	後藤 清太郎（昭四一）	益 進（昭八一一二）
委 員 長	富子 正夫（昭四五）	吉江 介三（昭四一）	宮口 竹雄（昭四一）	小林 謙二（昭八一）
幹 事	宮口 竹雄（昭四一）	横山 孝三（昭四一）	森 朴氾（昭四一九）	赤澤 政五郎（昭四一）
委 員	後藤 清太郎（昭四一）	辻野 茂夫（昭四一七）	森 秀（昭四一）	清水 莊一郎（昭八一一二）
委 員	内野 稔（昭四一）	上野 泰造（昭四一）	世木 實（昭四一二一）	丹羽 周夫（昭一二一）
委 員	井上 显太郎（昭四一七）	内野 稔（昭四一）	小田島 精作（昭六一）	大川 忠吉（昭一〇一）
委 員	五島 祐（昭四一）	山岡 金助（昭四一五）	鷹野 義夫（昭六一七）	原 嘉八（昭一二一）
委 員	井上 显太郎（昭五七）	五島 祐（昭四一）	大西 定彦（昭八一）	丹羽 周夫（昭一二一）
委 員 長	瀧澤 元治（昭五七）	石川 芳次郎（昭五七）	正木 良一（昭五七）	小林 謙二（昭八一）
幹 事	田中 敏郎（昭五七）	馬場 義夫（昭五七）	藤波 收（昭五七）	赤澤 政五郎（昭四一）
委 員	安藏 獄輔（昭五七）	岡 義明（昭五七）	古屋 五郎（昭五七）	清水 莊一郎（昭八一一二）
委 員	井上 显太郎（昭五七）	風岡 憲一郎（昭五七）	深井 宗吉（昭五七）	丹羽 周夫（昭一二一）
委 員	井上 显太郎（昭五七）	高山 佐綱（昭五七）	後藤 勘治（昭五七）	大川 忠吉（昭一〇一）
委 員	井上 显太郎（昭五七）	田中 敏郎（昭五七）	勅使河原建樹（昭五七）	原 嘉八（昭一二一）
委 員	井上 显太郎（昭五七）	前原 助市（昭五七）	中森 茂雄（昭六一七）	小林 謙二（昭八一）
電壓標準調査委員會（昭和五年五月設置—昭和八年四月解散）	瀧澤 元治（昭五七）	石川 芳次郎（昭五七）	宮川 竹馬（昭五七）	益 進（昭八一一二）
委 員 長	瀧澤 元治（昭五七）	馬場 義夫（昭五七）	道田 貞治（昭五七）	赤澤 政五郎（昭四一）
幹 事	田中 敏郎（昭五七）	岡 義明（昭五七）	瀧澤 元治（昭五七）	清水 莊一郎（昭八一一二）
委 員	安藏 獄輔（昭五七）	風岡 憲一郎（昭五七）	真貝 貢一（昭五七）	丹羽 周夫（昭一二一）
委 員	井上 显太郎（昭五七）	高山 佐綱（昭五七）	中森 茂雄（昭六一七）	大川 忠吉（昭一〇一）
委 員	井上 显太郎（昭五七）	田中 敏郎（昭五七）	寺田 益穂（昭六一七）	原 嘉八（昭一二一）
電路操作表示標準調査委員會（昭和六年六月設置—昭和十一年九月解散）	瀧澤 元治（昭五七）	前原 助市（昭五七）	寺田 益穂（昭六一七）	益 進（昭八一一二）
委 員 長	瀧澤 元治（昭五七）	安藏 獄輔（昭五七）	寺田 益穂（昭六一七）	赤澤 政五郎（昭四一）
幹 事	井上 謙吉（昭六一一二）	高山 佐綱（昭六一一二）	寺田 益穂（昭六一七）	清水 莊一郎（昭八一一二）
委 員	古屋 五郎（昭六一一二）	高橋 幸人（昭六一一二）	寺田 益穂（昭六一七）	丹羽 周夫（昭一二一）
委 員	上島 定雄（昭六一一二）	大貫 賴次郎（昭六一一二）	寺田 益穂（昭六一七）	大川 忠吉（昭一〇一）
委 員	寺田 益穂（昭六一一二）	浦野 兼吉（昭六一一二）	寺田 益穂（昭六一七）	原 嘉八（昭一二一）
委 員	小川 信一（昭六一一二）	荒川 大太郎（昭六一一二）	寺田 益穂（昭六一七）	小林 謙二（昭八一）

木村 庄太郎（昭六十一）

關根 文吉（昭八十一）

電熱器用及スタンド用可撓紐線標準調査委員會（昭和七年二月設置）

委 員 長

委 員

那須鶴雄（昭七・二一）

杉山 清（昭一〇一）

中桐 豊（昭七一・一）

市川 繁彌（昭七一・九）

山本 澄（昭七）

福岡 徳次郎（昭一〇一）

青木 誠之（昭二二一）

伊賀 秀雄（昭七）

上妻 博（昭七）

森 秀（昭一〇一）

幹 事

西川 直惠（昭七）

佐伯 光太郎（昭七十九）

高見 祥平（昭一二一）

高橋 兼治郎（昭七）  
田中 敏郎（昭七・八）

高橋 兼治郎（昭七）  
田中 敏郎（昭七・八）

別宮 貞俊（昭八一）  
益 進（昭八一・一）

青木 誠之（昭九一・一）

中桐 豊（昭七）

青木 誠之（昭九一）

ネオノ管變壓器標準調査委員會（昭和八年九月設置）

委 員 長

伊賀 秀雄（昭八一）

山村 忠行（昭八一）

杉山 清（昭八一）

森 秀（昭八一）

得田 與義（昭八一）

佐伯 光太郎（昭八一・九）

原口 秀雄（昭九一）

幹 事

大橋 房德（昭八一）

清水 莊一郎（昭八一・一）

竹田 貞光（昭一〇一）

弘山 尚直（昭八一）

瀧口 三雄（昭八一）

弘山 尚直（昭八一）

福岡 德次郎（昭一〇一）

杉 山 清（昭八一）

黒瀬 幸榮（昭八一）

森 秀（昭八一）

鈴木 德彌（昭八一）

委 員

矢野 定三（昭八一・九）

委 員 長  
幹 事  
委 員

西 健（昭八一・一〇）  
瀧澤 元治（昭八一・一〇）  
幹 事  
高橋 兼治郎（昭八一・一〇）  
青木 誠之（昭八一・一〇）  
田中 通雄（昭八一・一〇）

中桐 豊（昭八一・一〇）  
堀岡 正家（昭八一・一〇）  
別宮 貞俊（昭八一・一〇）  
鷹野 義夫（昭八一・一〇）  
高橋 兼治郎（昭八一・一〇）  
青木 誠之（昭八一・一〇）  
木村 介次（昭八一・一〇）

電力用電纜標準調査委員會（昭和八年九月設置—昭和十一年三月解散）

委 員 長

森 秀（昭八一）

杉山 清（昭八一）

幹 事

益 進（昭八一・一〇）

鈴木 光勤（昭八一）

高橋 兼治郎（昭八一・一〇）

後藤 勘治（昭八一・一〇）

森 秀（昭九一・一〇）

青木 誠之（昭八一・一〇）

青木 誠之（昭八一・一〇）

杉山 清（昭九一・一〇）

委 員

高橋 兼治郎（昭八一・一〇）

瀧澤 元治（昭八一・一〇）

通信用標準シンボル調査委員會（昭和十年六月設置・昭和十一年十一月解散）

委員長  
米澤與三七（昭10・11）

上島定雄（昭10・11）

大森丙（昭10・11）

中上豊吉（昭10・11）

委員  
岡田成敏（昭10・11）

上島定雄（昭10・11）

矢島彌太郎（昭10・11）

主任  
大森丙（昭10・11）

五十嵐秀二（昭10・11）

稻波季雄（昭10・11）

折田徹（昭10・11）

監查  
横山英太郎（昭10・11）

今岡賀雄（昭10・11）

小野孝（昭10・11）

山本勇（昭10・11）

大森丙（昭10・11）  
横山英太郎（昭10・11）  
山本勇（昭10・11）  
幹星合正治（昭10・11）

稻波季雄（昭10・11）  
今岡賀雄（昭10・11）  
服部定一（昭10・11）  
高橋正一（昭10・11）

小野孝（昭10・11）  
横山英太郎（昭10・11）  
河野健雄（昭10・11）  
穴澤忠平（昭10・11）

五十嵐秀二（昭10・11）  
小野孝（昭10・11）  
大内誠三（昭10・11）  
大橋幹一（昭10・11）

星合正治（昭10・11）  
高橋正一（昭10・11）  
谷惠吉郎（昭10・11）  
難波捷吾（昭10・11）

稻波季雄（昭10・11）  
横山英太郎（昭10・11）  
島津保次郎（昭10・11）  
島津保次郎（昭10・11）

電球標準調査委員會（昭和十年五月設置）

委員長  
中原岩三郎（昭10）

石川芳次郎（昭10）

加藤鎌二（昭10）

朝比奈九郎（昭10）

幹事  
山内二郎（昭10）

西川直惠（昭10）

勝見愛人（昭10）

森田豊吉（昭10）

委員  
大島弘義（昭10）

千川芳太郎（昭10）

高山佐綱（昭10）

八代五郎造（昭10）

伊賀秀雄（昭10）

大山松次郎（昭10）

中原岩三郎（昭10）

寺尾泰二（昭11）

伊賀秀雄（昭10）

奥谷武雄（昭10）

山内二郎（昭10）

木下彌輔（昭11）

伊賀秀雄（昭10）

益進（昭10）

平野亮（昭11）

佐立健雄（昭10）

電氣機器標準調査委員會（昭和十年七月設置）

委員長  
市岡一貫（昭10）

笠井完（昭10）

高橋正一（昭10）

上田輝雄（昭10）

幹事  
高津清（昭10）

大谷元夫（昭10）

高津清（昭10）

安川第五郎（昭10）

高橋正一（昭10）

尾本義一（昭10）

高橋正一（昭10）

正木良一（昭10）

高橋幸人（昭10）

風岡憲一郎（昭10）

高橋幸人（昭10）

益進（昭10）

委員  
鎌居大藏（昭10）

加藤鎌二（昭10）

長嶺公固（昭10）

寺田益穂（昭10）

佐立健雄（昭10）

本野 亭(昭10)

瀬藤 象二(昭10)

尾河 武雄(昭11)

古賀 孝(昭11)

直流機標準調査委員會(昭和十年六月設置)

委員長

瀬藤 象二(昭10)

岡村 忠雄(昭10)

有泉 圭三(昭10)

關野 長(昭11)

幹事

河合 賢次(昭10)

安藤 三郎(昭10-11)

德田 異(昭11)

吉田 五郎(昭10)

吉田 五郎(昭10)

柿原 吉三(昭10)

尾河 武雄(昭11)

廣瀬 敬一(昭10)

高橋 正一(昭10)

佐藤 敏夫(昭10)

村山 茂(昭11)

尾本 義一(昭10)

立花 貞一郎(昭10)

佐立 健雄(昭10)

鶴飼 泰三郎(昭11)

石山 龍雄(昭10)

張 良知(昭10)

廣瀬 岩吉(昭10)

藤高 周平(昭11)

岡村 勇(昭10-11)

上田 輝雄(昭10-11)

瀬藤 象二(昭10)

小西 嘉雄(昭11)

鐵塔標準調査委員會(昭和十年十一月設置)

委員長

建部 貞二(昭10)

大元政一郎(昭10)

益田 良彦(昭10)

近藤 茂(昭10)

井上 五郎(昭10)

鷹野 義夫(昭10)

丸山 繁(昭10)

濱澤 元治(昭10)

井上 福胤(昭10)

吉安 秋夫(昭10-11)

太刀川 平治(昭10)

鳥養 利三郎(昭10)

六角 英通(昭10)

船門 清馬(昭10)

淺野 猶龍(昭10)

太刀川 平治(昭10)

林 堅太郎(昭10)

安藏 繄輔(昭10)

喜多 市松(昭10)

鳥養 利三郎(昭10)

半田 憐次(昭10)

高山 佐綱(昭10)

齋藤 三郎(昭10)

幹事

西 健(昭10)

土屋 雅男(昭10)

宮原 信英(昭10)

吉安 秋夫(昭10-11)

大迫 貞治(昭10)

野口 寅之助(昭10)

光永 三男(昭10)

宮原 信英(昭10)

大戸 武之(昭10)

工藤 正平(昭10)

七里 義雄(昭10)

深尾 榮四郎(昭11)

矢部 友雄(昭10)

清水 莊一郎(昭10)

松本 良一(昭10)

濱澤 元治(昭10)

森 秀（昭一〇一） 永江 篤（昭一一） 深尾 肇四郎（昭一一） 南大路 謙一（昭一一）  
 鈴木 久男（昭一〇一） 村尾 栄（昭一一） 坂元 常樹（昭一一） 齊藤 正平（昭一一）  
 大岡 馬畠雄（昭一一） 野満 隆治（昭一一） 清水 稔（昭一一） 坂元 常樹（昭一一）

電線標準調査委員會（昭和十一年二月設置）

委員長 西 健（昭一一） 吉田 忠一（昭一一） 青木 誠之（昭一一）  
 森幹事 堀岡 正家（昭一一） 高橋 兼治郎（昭一一） 齊藤 正平（昭一一）  
 下垣内繁美（昭一一） 別宮 貞俊（昭一一） 中桐 豊（昭一一） 坂元 常樹（昭一一）  
 林 堅太郎（昭一一） 大橋 幹一（昭一・一） 熊野省四郎（昭一一） 杉山 清（昭一一）  
 一本松珠璣（昭一一） 大元 政一郎（昭一一） 倉田 主税（昭一一） 下垣内繁美（昭一一）  
 風岡憲一郎（昭一一） 正木 良一（昭一一） 古田 正康（昭一一） 森 秀（昭一一）  
 川口渙五郎（昭一一） 益 進（昭一一） 原口 秀雄（昭一一）  
 林 堅太郎（昭一一） 山本 勇（昭一一）

電磁單位調査委員會（昭和十一年四月設置—昭和十二年二月解散）

委員長 西 健（昭一一） 長岡半太郎（昭一一） 宮崎 鐵太郎（昭一一）  
 長岡半太郎（昭一一） 鳥養利三郎（昭一一） 神保 成吉（昭一一） 齊藤 正平（昭一一）  
 幹事 拔山 平一（昭一一） 八木 秀次（昭一一） 森 秀（昭一一） 坂元 常樹（昭一一）  
 米田 麟吉（昭一一） 小野澄之助（昭一一） 山本 勇（昭一一） 杉山 清（昭一一）  
 神保 成吉（昭一一） 渡邊 寧（昭一一） 浅見 義弘（昭一一） 原口 秀雄（昭一一）  
 委員 米田 麟吉（昭一一） 密田 良太郎（昭一一） 加藤 重一（昭一一）  
 西幹事 林 堅太郎（昭一一） 堀岡 正家（昭一一） 河合 賢次（昭一一）  
 福田 節雄（昭一一） 西 健（昭一一） 大槻 喬（昭一一） 横田 千秋（昭一一）  
 若崎 道康（昭一一） 織田 啓治（昭一一） 内ヶ崎賛五郎（昭一一）

交流遮断器標準調査委員會（昭和十一年一月設置）

委員長 深尾榮四郎（昭一一） 加藤 重一（昭一一）  
 西幹事 林 堅太郎（昭一一） 堀岡 正家（昭一一） 河合 賢次（昭一一）  
 福田 節雄（昭一一） 西 健（昭一一） 大槻 喬（昭一一） 横田 千秋（昭一一）  
 若崎 道康（昭一一） 織田 啓治（昭一一） 内ヶ崎賛五郎（昭一一）

益 進 (昭二一)

福田 節雄 (昭二一)

深尾 榮四郎 (昭二一)

小菅市右衛門 (昭二一)

淺井 德次郎 (昭二一)

坂元 常樹 (昭二一)

篠原 幹興 (昭二一)

菊地 忠 (昭二一)

森 壽五郎 (昭二一)

古賀 孝 (昭二一)

秦 常造 (昭二一)

高橋 正一 (昭二一)

### 水銀整流器標準調査委員會

(昭和十一年九月設置)

中山 久雄 (昭二一)

幹 事

奥田 孝治 (昭二一)

委 員

野々村 恭雄 (昭二一)

一本松 珠璣 (昭二一)

### 電氣計量器標準調査委員會

(昭和十一年六月設置)

委 員 長

神保 成吉 (昭二一)

幹 事

建部 貞二 (昭二一)

委 員

鈴木 重夫 (昭二一)

伊賀 秀雄 (昭二一)

原口 秀雄 (昭二一)

得田 與義 (昭二一)

沼倉 三郎 (昭二一)

小笠原 連藏 (昭二一)

濱田 時夫 (昭二一)

林 堅太郎 (昭二一)

奥田 孝治 (昭二一)

尾本 義一 (昭二一)

河合 賢次 (昭二一)

河合 常三郎 (昭二一)

松本 久長 (昭二一)

秦 常造 (昭二一)

高橋 幸人 (昭二一)

奥田 孝治 (昭二一)

尾本 義一 (昭二一)

河合 賢次 (昭二一)

高橋 幸人 (昭二一)

小津 延之助 (昭二一)

加藤 博 (昭二一)

龜井 善夫 (昭二一)

川田 周藏 (昭二一)

横田 哲一郎 (昭二一)

田 中 貢 (昭二一)

高 津 清 (昭二一)

阪 本 捷房 (昭二一)

小倉 公平 (昭二一)

安川 英一郎 (昭二一)

山田 一夫 (昭二一)

阿 部 清 (昭二一)

神保 成吉 (昭二一)

廣瀬 英三 (昭二一)

鈴木 重夫 (昭二一)

杉 山 清 (昭二一)

瀬 戸 千秋 (昭二一)

關 三郎 (昭二一)

那須 鶴雄 (昭二一)

寺 尾 泰 二 (昭二一)

球間隙標準調査委員會（昭和十二年十一月設置）

委員長  
西健（昭二二一）

幹事  
荒川康夫（昭二二一）

委員  
石川潔（昭二二一）  
鈴木松雄（昭二二一）

委員  
鳥養利三郎（昭二二一）  
別宮貞俊（昭二二一）  
本多侃士（昭二二一）

委員  
村田八束（昭二二一）  
六角英通（昭二二一）

委員  
石川潔（昭二二一）  
三浦倫義（昭二二一）

委員  
鳥養利三郎（昭二二一）  
別宮貞俊（昭二二一）  
本多侃士（昭二二一）

## 第七節 萬國電氣工藝委員會との關係

日本電氣工藝委員會は萬國電氣工藝委員會（IEC）よりの勧誘を動機として設立されたものであることは前述の如くである。されば本委員會は創立と共に同會に加盟した。現在IEC加盟國は二十八箇國である。

電氣機械器具及び材料の規格を萬國的に統一することが出來れば最も理想的であるが、各國共夫々の國內事情があつて到底困難なことである。乍併特殊の事情の無い限りこの理想に近からしむるやう努力することは加盟國の責務と稱し得べく、本委員會に於ても常にこれを考慮に置いてゐる。

IECの中央事務局は倫敦に在り、現在左記二十五のIEC特別委員會があつて調査を進めてゐる。この特別委員會は左の如く各國が夫々分擔してゐるのである。

委員會略稱	幹事國
一、名器稱	佛國
二、機器	瑞米
三、シンボル	英米
四、水力タービン	西國
五、蒸氣タービン	國
六、電球口金	中央局
七、アルミニウム	中央局
一、電氣鐵道壓	幹事國
二、絕緣	八國
三、架空送電線規程	九國
四、河川定格	十國
五、計	十一國
六、無	十二國
七、無	十三國
八、無	十四國
九、無	十五國
一〇、無	十六國
一一、無	十七國
一二、無	十八國
一三、無	十九國
一四、無	二十國
一五、無	二十一國
一六、端子記號	二十二國
一七、遮斷器	二十三國
一八、船舶用機器	二十四國
一九、燃機器	二十五國
二〇、内燃機器	各國
二一、蓄電池	各國
二二、ケーブル	各國
二三、電機器	各國
二四、電機器	各國
二五、電機器	各國

二二、水銀整流器

瑞西  
米國

二四、電磁單位

米國

二五、レター・シンボル

これ等特別委員會に對して參加國は隨意に參加を申込み得るのであつて、本委員會は現在上記の中一、二、六、八、一〇、一一、二〇、二四の八委員會に參加してゐる。

I E C に三つの決議機關がある。總會、實行委員會、評議員會がそれである。總會は最近では四年目毎に開くを原則とし、一般的重要事項を決議する。實行委員會は毎年二回位開催し、技術上の諸問題を比較的速に決定する。即ち特別委員會に於て作成した規格は實行委員會で採否を決定し又は修正を行ふのである。技術以外の問題は評議員會で決定する。

實行委員會で採擇した事項は I E C 案として各國の承認を求めて確定する。この場合多くは「六箇月規程」に依つて爲されるのであります、發信の日から六箇月内に回答のない場合は賛成と看做すのである。

I E C 本部又は各國委員會から送付して來る諸文書は毎年相當の數に上つてゐる。これ等は關係の特別委員會及び本委員會から委嘱してある「I E C 關係擔當委員」に於て閲讀し常に斯界の大勢に留意してゐる。

本邦の意見として回答を要するものは特別委員會或は關係方面の意見を徵して回答を發してゐる。尙最近は進んで本邦の意見を送致することに努めてゐる。これ等の概要は本委員會毎年の事業報告に掲記してあるから茲には省略する。

本邦は地理的關係上 I E C の諸會合に出席する機會に乏しいのであるが、總會等には努めて代表者を送つてゐる。明治三十七年米國セントルイスに開かれた萬國電氣會議即ち I E C 設立の決議を見た會合以來の出席者は左の如くである。

開催年	會議名	開催地	出席者
明治三七年	萬國電氣會議	セントルイス	濫澤元治(非公式)
三九年	準備會	倫敦	藤岡市助(〃)
四年	第一回總會	〃	淺野應輔、近藤茂
三年	第二回總會	ラサール	長岡半太郎

明治四年	大正四年	大正四年	大正四年	大正四年	大正四年	大正四年	大正四年
昭和一年	昭和二年	昭和三年	昭和四年	昭和五年	昭和六年	昭和七年	昭和八年
一〇八年	一〇九年	一〇九年	一〇九年	一〇九年	一〇九年	一〇九年	一〇九年
第九回特別委員會	第八回特別委員會	第七回特別委員會	第六回特別委員會	第五回特別委員會	第四回特別委員會	第三回特別委員會	第一回特別委員會
会	会	会	会	会	会	会	会
紺	伯	倫	チユーリン	大屋敦林	村尾栄、八木秀次	益田元亮、内坂素夫	山本忠興、工藤正平
バラジオ、羅	コペンハーゲン	馬育里	吉原重成、森秀、石川潔、多田良雄、柳澤芳次郎	稻田三之助、大山松次郎、加藤鑑三、上田輝雄	百田貞次、後藤清太郎	高橋兼治郎、高橋幸人	神保成吉
バ ス ケ ベ ニ ン ゲ ン	オ ス ト ツ ク ホ ル ム	里					

昭和四年、東京に於て萬國工業會議及び世界動力會議東京部會が開催され、各國からIEC關係者が多數來邦したので、これ等の人々を招待し懇親の會合を催すことを計畫した。恰もIEC本部から「會議に於てはIECの事業に關聯する事項の論議されることもあるべきに付必要な際には伊太利電氣工藝委員會長ロンバルヂ氏と協議の上IECの會議を開かれたい」旨の申越もあつたので、特別の問題も無かつたが、同年十一月六日正午學士會館に會合を催した。當日は二十名の各國委員の來會があり、本委員會の事業を紹介し種々意見の交換を行つた。

## 第八節 日本電氣工藝委員會の經理

本委員會の經理は收入の方面から見て大體四期に分けて見ることが便利である。即ち第一期は當初の規則に「本委員會の經費は電氣學會其の他の寄附金を以て支辨す」と記載されてゐる通り、主として斯界有志者の寄附金に依つて事業を遂行したのであつて、大正九年迄がそれである。

斯くして事業の成績大いに見るべきものがあり、且つ又本委員會の調査事項は遞信省に於ける電氣事業監督方面にも密接なる關係を有するものであることが認識され、その間同省關係委員の非常なる努力もあつて、大正十年以降遞信省から年々補助金を交付されることがなつた。即ち同年からが第二期である。

資金の充實を得て本委員會の事業は益々擴張を見たのであるが、數年にして政府財政の都合上補助金は年々減額の一途を辿るに至つた。乍併斯界の要望は事業の縮小を許さず、茲に再び斯界有志者から寄附金を仰ぐこととなつたのであるが、事業の重要性と從來の業績とに鑑み大方の快諾を得て何等の不安なく事業を繼續することが出来たのである。即ち昭和二年以降が第三期である。

この寄附金は最初五年間を限り申込を受けたのであるが、その期限満了の後尙引續き五年間の申込を得たのである。即ち昭和十一年一月事業維持員制度が決定された結果、本委員會に對する寄附金は若干を除く外事業維持員會費に振替へられることとなつた。即ち昭和十一年以降が第四期に屬する。

今各期の經理狀況を示すと次の如くである。

### 第一期（明治四十三年—大正九年）

(圓位未滿四捨五入)

年 次	本會支出金	收		支 出
		寄 附 金	其 他	
明 治 四 四 四	二〇〇	七〇〇	一一一	八七七
正 五 五 五	二〇〇	八三〇	一、〇四五	一、一一〇
大 五 五 五	二〇〇	六〇〇	一、四一	一、〇三四
四 五 五 五	二〇〇	六〇〇	九〇七	九四五
三 五 五 五	二〇〇	六〇〇	一、二二七	八九五
二 五 五 五	二〇〇	六〇〇	一、二三二	七六三
一 五 五 五	二〇〇	六〇〇	二、九五二	二、一八一
九 五 五 五	二〇〇	六〇〇	一、一二七	二、二五四
八 五 五 五	二〇〇	六〇〇	一、二二二	二、八一六
七 五 五 五	二〇〇	六〇〇	一、二三一	四、〇二五
六 五 五 五	二〇〇	六〇〇	一、二四〇	二、二五四
五 五 五 五	二〇〇	六〇〇	一、二五二	二、一八一
四 五 五 五	二〇〇	六〇〇	一、二五〇	四、〇二五
三 五 五 五	二〇〇	六〇〇	一、三五〇	一、三五〇
二 五 五 五	二〇〇	六〇〇	一、三五〇	一、三五〇
一 五 五 五	二〇〇	六〇〇	一、三五〇	一、三五〇
九 一 〇 〇	一五、九一〇	一五、九一〇	一五、九一〇	一五、九一〇
八 一 〇 〇	一五、二五〇	一五、二五〇	一五、二五〇	一五、二五〇
七 一 〇 〇	一五、一〇四	一五、一〇四	一五、一〇四	一五、一〇四
六 一 〇 〇	一八、〇三三	一八、〇三三	一八、〇三三	一八、〇三三
計				

(一) \* 遷信省臨時補助金各一千圓を含む。

年 次	支 出 金	遞 信 省 補 助 金	寄 附 金	其 他	合 計	支 出
昭和六五四三二	二、〇〇〇	五、二五〇	六、一五〇	一、八五〇	一、五、二五〇	一〇、一〇〇
	二、〇〇〇	五、二五〇	一、〇〇〇	一、四九四	九、七四四	一一、〇〇一
	二、〇〇〇	五、二五〇	六、五五〇	一、四三一	一、五、二三一	一五、四三七
	二、〇〇〇	五、〇〇〇	六、〇〇〇	一、九二六	一、五、一七六	一五、二七一
	三、八〇〇	三、八〇〇	六、〇〇〇	一、五九三	一、三、五九三	一二、〇五八

(一) △第一期寄附金残額受入金。

第三期(昭和二年—昭和十年)

(圓位未滿四捨五入)

計	大正		年次
	一五四	三二一〇	
六、〇〇〇	四、〇〇〇	二、〇〇〇	本會支出金
五〇、二五〇	五、二五〇	七、五〇〇	遞信省補助金
八〇〇			寄附金
九、三八八	一、六五一	二、四一七	其他
六六、四三八	一〇、九〇一	一一、九一七	合計
六八、三四九		*	支出
		一、二八九	九、七三七
		一、二八四	九、七六四
		一、二八三	九、六〇六
		一、二八四	一六、二〇九
		一、二八四	一一、七四四

(圓位未滿四捨五入)

(二) 「其他收入」は印刷物頒布收入及び利子收入である。(以下同じ)  
(三) その年の收入以上に支出したものは前年度繰越金を使用したものである。(以下同じ)  
(四) 支出中には年々萬國電氣工藝委員會の會費を含んでゐる、最初は年五十ボンドであつたが、大正九年から年百ボンドとなつた。

第一回  
（大正十年一大正十五年）

(大正十年—大正十五年)

(四) その年の收入以上に支出したもののは前年度繰越金を併用したものである。  
支出中には年々萬國電氣工藝委員會の會費を含んでゐる、最初は年五十ボンドであつ

一、九四〇	三、〇六〇	五、〇五〇	一、四六四	一二、五一四	一一、七八五
三、二八〇	二、七二〇	六、七五〇	八、三五〇	一、二八九	一一、四一五
三、二八〇	二、七二〇	八、五九〇	一、八一八	一五、六三九	一一、六四四
三、二八〇	二、七二〇	六、五九〇	一、八一八	一四、四〇八	一三、〇八二
計	一一三、一一三〇	三五、七七〇	五二、四四〇	一三、七二三	一一二、八九七

第四期（昭和十一、十二年）

(圓位未滿四捨五入)

年 次	收			入			支 出
	本會支出金	遞信省補助金	事業維持員會費	寄 附 金	其 他	合 計	
昭和一一 一一	二、五五二	二、四四八	五、九七〇	一、五三〇	二、四一一	一四、九一一	
"	二、五五二	二、四四八	七、〇二〇	四五〇	一、九二七	一四、三九七	一六、二六四
計	五、一〇四	四、八九六	一二、九九〇	一、九八〇	四、三三八	二九、三〇八	一六、一七九
							三二、四四三

本委員會に對する寄附者及び寄附額は左の如くである。(社名に附した一は第一期時代、三は第三期時代の寄附者である。)

株式會社芝浦製作所(一、三)	六、九〇〇	株式會社東京計器製作所(一、三)	一、一〇〇
株式會社日立製作所(一、三)	六、一〇〇	京都電燈株式會社(一、三)	九〇〇
東京電氣株式會社(一、三)	六、〇〇〇	株式會社大倉組(一)	六〇〇
株式會社住友電線製造所(一、三)	五、一〇〇	大阪電燈株式會社(一)	六〇〇
東京電燈株式會社(一、三)	四、九〇〇	三菱造船所(一)	五〇〇
藤倉電線株式會社(一、三)	三、四五〇	日本電氣株式會社(一)	三〇〇
株式會社明電舎(一、三)	二、一〇〇	横濱電氣株式會社(一)	一〇〇
古河合名會社(一)	一〇〇〇〇	沖商會(一)	一〇〇
横濱電線株式會社(一)	一一〇〇〇	猪苗代水力電氣株式會社(一)	一〇〇
九州水力電氣株式會社(一、三)	一、七〇〇	東支鐵道株式會社(一)	

日本電燈協會	(一)	100
古河鐵業所	(一)	100
桂川電力株式會社	(1)	110
東邦電力株式會社	(II)	4,000
古河電氣工業株式會社	(III)	100
三菱電機株式會社	(III)	100
株式會社安川電機製作所	(III)	100
日本碍子株式會社	(III)	100
日本電力株式會社	(III)	100
株式會社橫河電機製作所	(III)	100
株式會社電業社原動機製造所	(III)	100
大同電力株式會社	(III)	1,000
合同電氣株式會社	(III)	1,000
廣島電氣株式會社	(III)	600
大阪陶業株式會社	(III)	500
株式會社東京石川島造船所	(III)	400
關西共同火力發電株式會社	(III)	300
京城電氣株式會社	(III)	300
松風工業株式會社	(III)	300
日本石油株式會社	(III)	300
臺灣電力株式會社	(III)	100
新潟電力株式會社	(III)	100
東洋電機製造株式會社	(III)	150
昭和電力株式會社	(III)	150
中央電氣株式會社	(III)	100
九州送電株式會社	(III)	100
東京電力株式會社	(III)	100
山陽中央水電株式會社	(III)	100
出雲電氣株式會社	(III)	100
群馬水電株式會社	(III)	100
中國合同電氣株式會社	(III)	100
盛岡電燈株式會社	(III)	100
信濃電氣株式會社	(III)	100
南滿洲電氣株式會社	(III)	100
京濱電力株式會社	(III)	100
熊本電氣株式會社	(III)	100
東信電氣株式會社	(III)	100
關東水力電氣株式會社	(III)	100
鬼怒川水力電氣株式會社	(III)	100
臺灣電力株式會社	(III)	100
新潟電力株式會社	(III)	100